



## 高知県人権教育推進プラン (令和2年改定版)

人権尊重の保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域づくりをめざして

令和2年3月  
高知県教育委員会

## 作成にご協力いただいた方々

岡西 博文	香南市教育支援センター森田村塾長
久寿 久美子	津野町教育長
是永 かな子	国立大学法人高知大学教育学部教授
島内 奈香	臨床心理士、スクールカウンセラー
田中 信一	公益財団法人高知県人権啓発センター事務局長
谷本 恭子	高知県児童養護施設協議会会長 社会福祉法人みその児童福祉会高知ふれんどセンター長
津田 志保子	高知市さえんば保育園長
戸田 雅威	一般社団法人高知県人権教育研究協議会代表理事
長尾 彰夫	元大阪教育大学学長
野島 利和	元高知県小中学校PTA連合会長
松田 真紀	スクールソーシャルワーカー
光富 祥	太平洋学園高等学校長
山中 千枝子	千斗枝グローバル教育研究所代表

2回にわたる高知県人権教育推進協議会のなかで、皆様からいただいたご意見・ご提言を踏まえ、  
高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）を作成しました。

## はじめに

国籍や年齢、性のあり様、障害の有無などに関わらず、多様性を認め、全ての人の人権が尊重され、相互に共存できる、平和で心豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、人権尊重の意識を高め、自分や他者の人権を尊重していくよう、学校・家庭・地域・職場など、あらゆる機会や場を通じて、全ての人を大切にする取組を積極的に進めていく必要があります。

近年、「部落差別解消推進法」をはじめとする人権課題に関する法律の成立や、「高知県人権施策基本方針－第2次改定版－」において、県民に身近な人権課題に「性的指向・性自認」が加わるなど、人権課題に関する国や県の動向を踏まえ、高知県教育委員会では、人権教育のさらなる充実を図ることが必要であると考え、この度、「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」を策定しました。

高知県教育委員会としましては、高知県教育振興基本計画との一体化を図りながら、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権教育の取組をさらに充実するとともに、各分野が連携・協働して人権教育を総合的に推進するための方向性や具体的な取組を示し、一つ一つの取組を着実に実行してまいります。

そして、このプランに基づいて、私たち一人ひとりが人権教育に積極的に取り組むことにより、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会が実現されることを願っています。

結びに、プラン改定に当たり、貴重なご意見をいただきました皆様に、厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

高知県教育長

伊藤 博明

## 目 次

### 第1章 高知県人権教育推進プランについて

1 人権教育推進プランとは	1
2 人権教育推進プラン改定の背景	1
3 人権教育推進プランの点検と見直し	5
4 人権教育がめざすもの	7
5 人権教育を通して育てたい資質・能力	7
6 人権教育の成立基盤となる教育・学習環境	7

### 第2章 人権教育の推進について

1 人権教育の総合的な推進	9
(1) 就学前教育及び学校教育	
(2) 社会教育	
2 人権教育の推進にあたって大切にすべきこと	13
(1) 就学前教育の取組	
(2) 小学校以降の学校教育の取組	
(3) 社会教育の取組	
(4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働	
(5) 関係機関・N P O等との連携	

### 巻末資料

1 人権に関する県民の意識	30
2 高知県人権施策基本方針 —第2次改定版— (抜粋)	33
3 高知県人権教育推進プランにおける県教育委員会の取組	37

## 第1章 高知県人権教育推進プランについて

### 1 人権教育推進プランとは

高知県人権教育推進プランは、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」※1に基づき、高知県教育委員会としての人権教育を基盤とした、高知県の教育施策の方向性や、就学前教育、学校教育、社会教育の分野における取組を、明記したものです。また、推進プランに掲げる人権尊重の理念や具体的な取組等については、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や、高知県教育振興基本計画に位置付け、一体となって人権教育を推進していきます。

### 2 人権教育推進プラン改定の背景

高知県人権教育推進プランは、平成15年に策定され、3度の改定を経て現在に至っています。この間、新たな人権課題が位置付けられるなど、人権教育をめぐる動向は変化してきました。

国際的な動向としては、「人権教育のための国連10年」※2の取組の終了後、世界的規模で人権教育をさらに発展させるために「人権教育のための世界計画」※3が平成17（2005）年からスタートしています。この世界計画は、人権教育の具体的な行動計画を数年ごとの段階（フェーズ）に分けて示したもので、現在は第3段階〔平成27～31（2015～2019）年〕として、第1段階〔平成17～19（2005～2007）年、2年間延長〕・第2段階〔平成22～26（2010～2014）年〕の取組の一層の強化やメディア専門家、ジャーナリストを重点対象とした行動計画が示され、人権教育の推進が図られています。

また、国内の動向としては、学校教育における人権教育をより充実させるため、平成20年3月に文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」※4が公表され、それに基づく取組が進められています。さらに平成28年には、4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が、相次いで施行されました。また、令和元年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」が施行され、さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（女性活躍・ハラスメント規制法）」が成立しています。

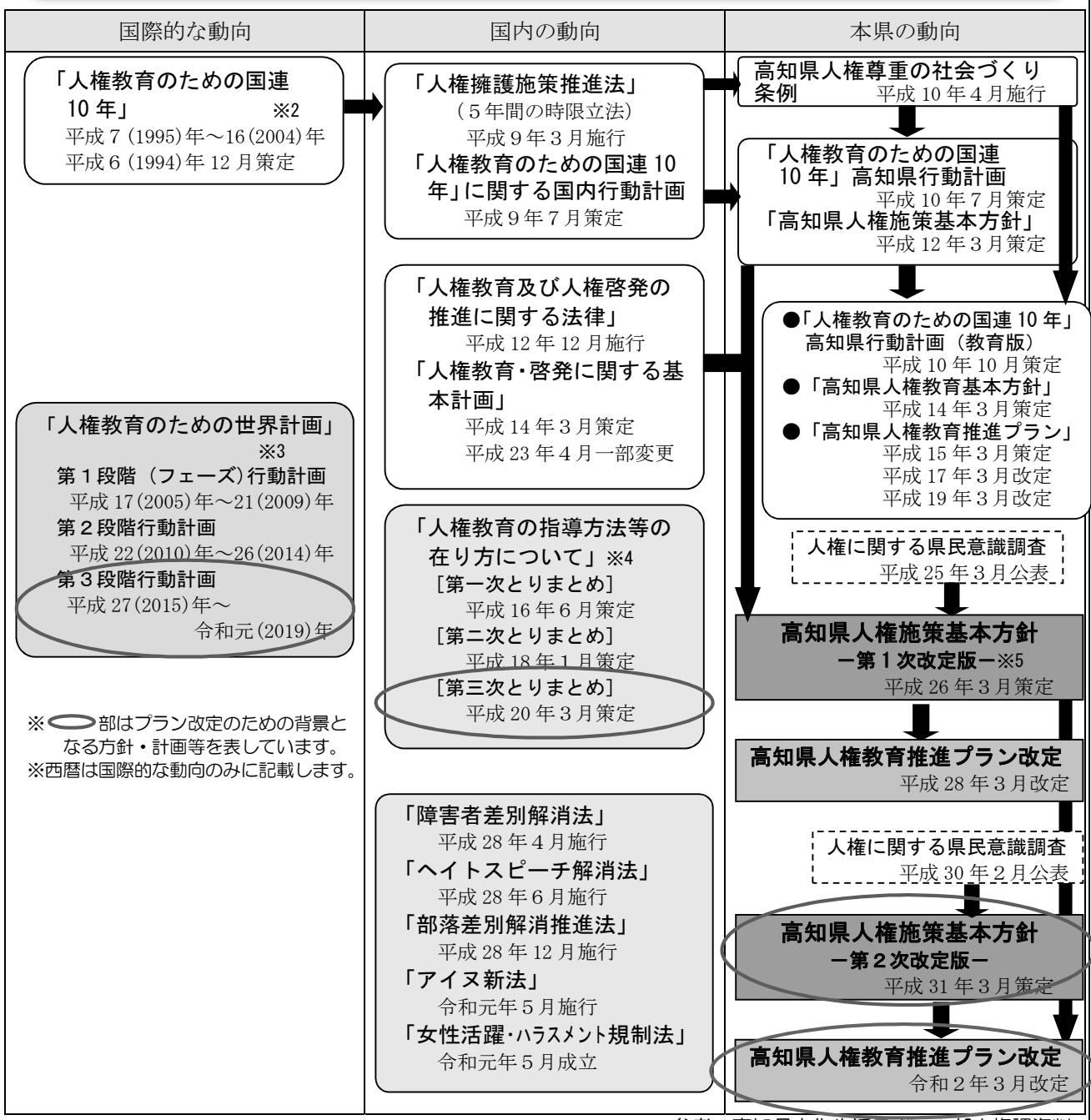
本県の動向としては、“全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり”をキーワードとして、平成26年に人権施策を推進するための「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」※5が策定され、県民に身近な7つの人権課題※6に加えて、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権の3つが新たに位置付けられました。平成31年には、「高知県人権施策基本方針－第2次改定版－」が策定され、第1次改定以降の人権に関する法律や計画等の内容を盛り込むほか、県の取り組む人権課題に「性的指向・性自認」が新たに加えられ、県民に身近な人権課題が11となり、さらに充実した施策の推進に取り組むことになりました※7。高知県教育委員会では、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や高知県教育振興基本計画に基づき、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域や教育行政など、全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、力を合わせて子どもたちを育成していく取組を進めています。

このような国内外の状況を踏まえ、人権教育のさらなる充実を図るという視点から、高知県人権教育推進プランの改定を行いました。平成28年の改定に引き続き、次のようなポイントに沿って作成をしています。

### 改定のポイント

- 1 人権を取り巻く社会状況の変化や、国及び高知県における人権施策等に対応したものとします。
- 2 県民の皆様や教職員に対して簡潔でわかりやすいものとします。
- 3 高知県教育振興基本計画等との一体化を図るとともに、具体的な取組を拡充し、実効性のあるものとします。

以上の3つのポイントを踏まえ、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権教育を推進します。



※○部はプラン改定のための背景となる方針・計画等を表しています。  
※西暦は国際的な動向のみに記載します。

参考：高知県文化生活スポーツ部人権課資料

#### ※1 「高知県人権教育基本方針」

平成14年に高知県教育委員会で策定したもので、あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養<sup>かんよう</sup>を目的とした教育活動に取り組むという方針を定めている。

#### ※2 「人権教育のための国連10年」：平成7（1995）年～16（2004）年

国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らして人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化（＊）を構築し、全ての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としている。

この国連の行動計画では、「人権教育」について「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されている。

##### \*「人権文化」

「人権という普遍的な文化」と同義。「人権教育のための国連10年」では、その基本理念として「人権という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重し合う暮らしのなかの一つの文化（人権文化）として、当たり前になっている社会の在り方のことである。

参考：高知県人権施策基本方針 一第1次改定版—

#### ※3 「人権教育のための世界計画」

「人権教育のための国連10年（1995～2004年）」の終了を受け、平成16（2004）年4月、第59回国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議〔平成16（2004）年7月1日〕」が無投票で採択された（我が国は共同提案国）。「人権教育のための世界計画」では、終了时限を設けずに段階（フェーズ）及び行動計画を策定している。

第1段階行動計画 平成17(2005)年～19(2007)年、2年延長 平成20(2008)年～21(2009)年  
：初等中等教育における人権教育の行動計画。学校関係者（児童生徒、教員、職員、経営者及び保護者）のための教育及び研修を促進する計画。

第2段階行動計画 平成22(2010)年～26(2014)年

：「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊のための人権研修」を促進する計画。

第3段階行動計画 平成27(2015)年～31(2019)年

：「メディア専門家、ジャーナリストを重点集団とするとともに、学校及び学校外の教育及び研修において、教育者、特に子どもや若者と関わる教育者」に人権研修を促進する計画。

参考：外務省HP URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/>

#### ※4 「人権教育の指導方法等の在り方について」

##### [第一次とりまとめ] 平成16年6月策定

「人権教育とは何か」について、わかりやすく提示するとともに、学校教育における人権教育の現状について、「知的理説にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題」があるとして、人権教育の改善・充実についての基本的な考え方や目標、指導の改善充実に向けた視点を示している。

##### [第二次とりまとめ] 平成18年1月策定

指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供している。第一次とりまとめを踏まえて、学校としての組織的な取組と関係機関等との連携や、人権教育の内容及び指導方法等、学校及び教育委員会における研修等の取組について示している。

##### [第三次とりまとめ] 平成20年3月策定

第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載（「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編）している。人権に関する知的理説を大切にしつつ、人権感覚を育み、様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにすることを目標とし、より具体的な指導方法の改善・充実に向けた内容を示している。

参考：文部科学省HP URL: [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/024/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/index.htm)

#### ※5 高知県人権施策基本方針－第1次改定版－

「人権教育のための国連10年」高知県行動計画と「高知県人権施策基本方針」を一本化する形で平成26年3月に策定されたものであり、人権教育・人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに、県民に身近な10の人権課題を解決していくための推進方針と関係部署の具体的な取組を示している。

#### ※6 県民に身近な7つの人権課題

平成10年4月に施行された「高知県人権尊重の社会づくり条例」で示された同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人の人権課題のことである。

#### ※7 「高知県人権施策基本方針－第2次改定版－」身近な11の人権課題ごとの県の施策の推進方針参照

人権課題	県の施策の推進方針
同和問題	同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を図ります。 同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進
女性	家庭や職場、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、女性が安全安心に生活できる、女性の人権が男性と対等平等に尊重される社会の実現を図ります。 ①男女が互いの人権を尊重する教育・啓発の推進 ②あらゆる分野への女性の社会参画の推進 ③女性に対するあらゆる暴力の根絶
子ども	子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ります。 ①子どもの人権を尊重した教育の推進 ②子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進 ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進 ④子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発の推進 ⑤親子の対話やふれあい、地域社会での生活体験や自然体験の機会の充実 ⑥児童虐待の防止対策の充実
高齢者	高齢者的人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいをもって生活していく社会の実現を図ります。 ①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ②世代を超えた交流やふれあいの機会の充実 ③高齢者の雇用や社会参加の促進 ④高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実
障害者	障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で共に生活し活動できる安全安心な社会の実現を図ります。 ①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及のための教育・啓発の推進 ②障害のある子どももいない子どもも共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進 ③障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育の推進 ④障害のある人との交流やふれあいの機会の充実 ⑤障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備 ⑥障害のある人の人権擁護・権利擁護に関する取組の充実 ⑦障害のある人への差別解消に向けた取組の推進 ⑧「ひとにやさしいまちづくり」の推進
H I V 感 染 者	患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。 ①エイズ等の感染症について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供 ③エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制の充実

	ハンセン病元患者等	ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①ハンセン病について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②ハンセン病について正しい知識の普及・啓発活動の推進 ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実
外国人		多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。 ①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進 ②外国人との交流やふれあいの機会の充実 ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進
犯罪被害者等		犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進 ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実
インターネットによる人権侵害		インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動の推進 ②インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策の周知
災害と人権		災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進 ②人権の視点に立った災害時の対応に関する体制づくりの推進
性的指向・性自認		性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。 ①性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進 ②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援体制の充実

### 3 人権教育推進プランの点検と見直し

このプランに掲げる取組については、「高知県人権教育推進委員会」※8 で、計画 (Plan) 、実施 (Do) 、評価 (Check) 、改善 (Action) のサイクル (P D C A サイクル) による進捗管理を行い、その結果を「高知県人権教育推進協議会」※9 に報告します。

高知県教育委員会は、人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、「高知県人権教育推進協議会」の意見を聞くとともに、「人権に関する意識調査」の結果や人権教育の取組状況などを基にプランの検証を行い、原則として5年ごとに見直しを行います。

#### ※8 「高知県人権教育推進委員会」

「高知県人権施策基本方針」及び「高知県人権教育基本方針」に基づき、人権教育行政を総合的・効果的に推進するために、高知県教育委員会の事務局内に設置されている委員会のことである（高知県人権教育推進委員会設置要綱 第1条）。

#### ※9 「高知県人権教育推進協議会」

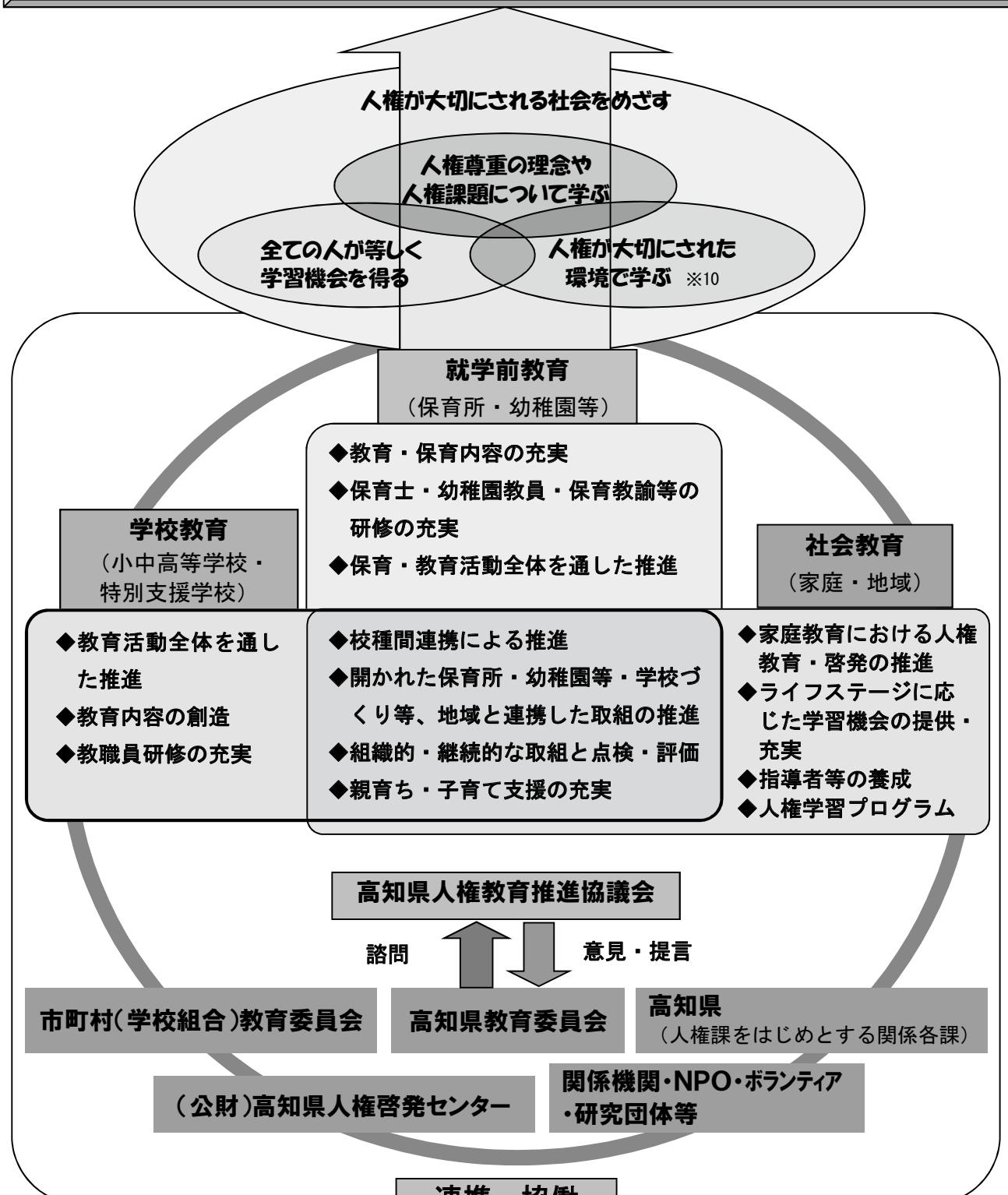
高知県教育委員会が、高知県における人権教育を総合的に推進するために設置したもので、次に掲げる事項について協議し、高知県教育委員会に対し意見を述べる役割を担っている。

- (1) 人権教育の推進方策に関すること。
- (2) 人権教育の拡充・強化に関すること。
- (3) その他、人権教育推進上必要な事項に関すること。

参考：高知県人権教育推進協議会設置規程

## 人権教育推進プランの全体像

県民一人ひとりが人権尊重の理念や人権問題の正しい認識と理解を深め、自らが考え、判断し、相手の立場に立って行動できる  
**豊かな人権感覚を身に付けることを通して人権文化を創造する**



※10 「人権が大切にされた環境で学ぶ」

人権が大切にされた環境には「隠れたカリキュラム」も含まれる。「隠れたカリキュラム」とは、正規の教育課程だけでなく、児童生徒自らが学ぶ全ての事柄を表す。また、学校・学級の雰囲気や在り方、教育する側の無意識・無自覚な行為も含まれる。児童生徒の人権感覚の育成には、体系的な正規の教育課程と並んで、「隠れたカリキュラム」が重要であり、教職員が一体となった組織づくりや場の雰囲気づくりを進めることが必要である。

[第三次とりまとめ] 参照

## 4 人権教育がめざすもの

“人権”とは、一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにてもっている大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできないものです。

全ての人は、一人ひとりがかけがえのない存在として認められ、自分の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく幸せに生きたいと願っています。また、一人ひとりの人権が尊重され、生まれてきてよかったと感じられる人生を送りたいと思っています。



しかし現実には、人権に関する様々な問題が存在しています。“全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会”を実現するために、私たち一人ひとりがあらゆる場で人権教育に積極的に取り組み、その問題を解決していくことが大切です。

## 5 人権教育を通して育てたい資質・能力

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養※11を目的とする教育活動」であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることであると、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）に示されています。

[第三次とりまとめ]では、学校における人権教育の目標を、「一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としています。

この目標を達成するためには、人権に関する知的的理解と自分の大切さとともに他の人の大切さも認める人権感覚をバランスよく身に付けることが大切です。次ページの図で示しているように、人権に関する知的的理解とは、知識的側面について自ら積極的に学ぶことで深まるものです。そして人権感覚は、価値的・態度的側面と技能的側面の学習で高められるものです。

こうした人権に関する知的的理解と人権感覚の両方が身に付くことによって、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度が生まれ、自分や他者の人権を守るための実践行動につながります。

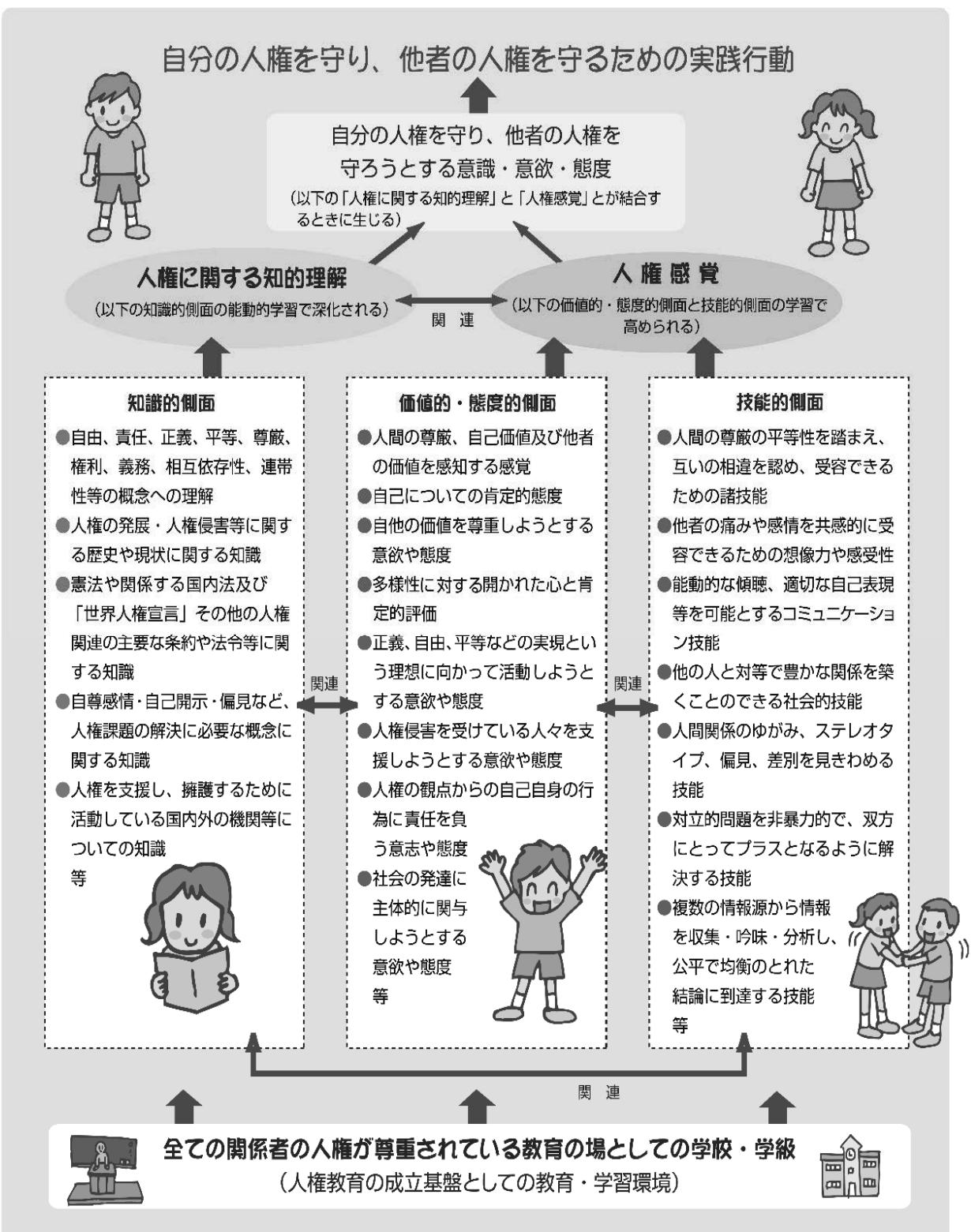
※11 水が物質に自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

## 6 人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものです。

また、人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場の人間関係や全体としての雰囲気などの在り方がきわめて大きな意味をもち、重要な基盤をなします。人権教育が効果を高めるためには、まず、その教育・学習の場自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。

## 人権教育を通して育てたい資質・能力



「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」をもとに作成

## 第2章 人権教育の推進について

人権教育は、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会の実現をめざす教育であり、発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深める取組を系統的・継続的・総合的に推進することが必要です。

そのために、学びの連続性の観点から段階に応じて、就学前教育、学校教育、社会教育のそれぞれの場で実践できるよう、また、それぞれの分野が連携、協働するとともに、関係機関とも連携した取組につながるよう、高知県教育委員会として支援を行い、人権教育を総合的に推進していきます。

### 1 人権教育の総合的な推進

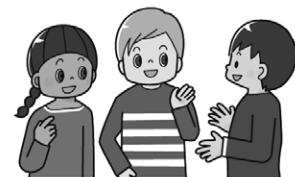
人権教育は、社会に存在している様々な人権課題の解決を図り、人権が尊重された社会づくりをめざしています。

私たちが自分の能力を十分に發揮し、人権教育がめざす社会をつくり上げていくためには、これまでの歴史のなかで確立されてきた私たちの基本的人権や、その権利を行使することの意義や責任について学ぶことが大切です。

また、現代社会には、様々な差別や偏見があり、基本的人権が守られているとは言えない状況にあります。そして、社会の進展とともに新たな人権課題も生まれてきています。「高知県人権施策基本方針 一第2次改定版一」では、県の取り組む人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権）に、「性的指向・性自認」を新たに加え、県民に身近な11の人権課題となりました。これら個別の人権課題の解決には、それぞれに固有の歴史や特質などがあることを踏まえて、正しい理解と認識を深めることが必要です。差別の現実や社会の実態から深く学ぶという視点を基本にしつつ、子どもも大人も人権課題について学ぼうとする意欲や関心をもつことができるよう、具体的な取組を実施していくことが重要です。

人権に関しての知的理解を深めるには、法の下の平等や個人の尊重といった人権について学習する普遍的な視点と、それぞれの人権課題について学習する個別的な視点の双方が必要であり、これらを相互に関連・補強させながら学習を進めることが重要です。

人権教育は、知的理解だけで終わるのではなく、自らの生活を高め、全ての人の人権が大切にされる人権文化の豊かな社会をつくることをめざしています。こうした社会を実現するためには、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域や教育行政など、全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、一体となって人権教育に取り組むことが大切です。



## トピック

### <普遍的な視点と個別的な視点>

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していくうえで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連 10 年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされています。

出典「人権教育・啓発に関する基本計画」

### <人権学習を進めるために大切にしたいポイント（学校教育における実践例）>

同和教育の実践を基に人権教育で大切にしたいポイントを、以下の 6 点に整理して示します。

#### （1）現実や実態から学ぶ

人権について正しく学ぶとともに、人権課題の現状を正しく認識しましょう。同時に、差別や人権侵害で苦しんでいる人、いじめや家庭環境等でつらい思いをしている子どもの現実や実態から学び、課題解決に向けて取り組みましょう。

#### （2）自分との関わりを見つめる

人権尊重の理念や人権課題が、決して他人事ではなく、自分と深く関わっていることを実感することが大切です。そのため、自分のこれまでの経験や体験を振り返り、考え方や言動を見つめ直しましょう。

#### （3）知識・技能・態度（人権教育を通して育てたい資質・能力）を身に付ける

「知識」としての学びだけではなく、「態度」や「技能」と互いに関連させながら、それぞれをバランスよく育み、日常生活や社会生活のなかで人権課題の解決に向けて行動できるようになることをめざしましょう。

#### （4）参加・体験による主体的な学びを取り入れる

学習者がいきいきと参加し、体験を通して主体的に学ぶことを重視しましょう。その手法として、探究的な学習などを積極的に取り入れましょう。

#### （5）組織的、計画的に取り組む

人権教育主任を中心に組織として人権教育についての全体計画・年間指導計画を策定しましょう。また、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のシステムを確立し、育成すべき資質・能力などの見通しをもって、計画的に取組を進めましょう。

#### （6）連続性と協働の視点で取り組む

子どもの成長・発達を軸として、校種間での教育の連続性を大切にしましょう。保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が協働して、子どもの育ちを支えていきましょう。そのためにも、開かれた保育所・幼稚園等・学校づくりを積極的に進めていきましょう。

## (1) 就学前教育及び学校教育

### ① 教育の機会の確保

「世界人権宣言」でも謳われているように、教育を受けることそのものが人権の一つです。

全ての人々に教育を保障していくことは、人権教育を進める前提となります。

同和教育のなかでは、長期欠席・不就学の子どもの教育を受ける権利を保障する取組が行われてきました。

また平成28年には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」※12が公布され、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援や、普通教育に相当する教育を十分に受けていない者への就学機会の提供等、教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進することが定めされました。

いじめや不登校などでつらい思いをしている子どもや、経済的理由等から厳しい環境に置かれている子どもはもちろんのこと、年齢や国籍、その他の置かれている事情に関わりなく、学習機会が奪われることがないよう、教育・保育を保障する必要があります。また、発達障害等を含め特別な教育的支援を必要とする子どもに対しては、将来の社会参加と自立に向けて、幼児期から一人ひとりの特性に応じた学習の機会や学習内容も充実していくことが重要です。

そのためには、常に子どもの現実から出発しつつ、一人ひとりの子どもの状況に応じた取組を保育所・幼稚園等や学校全体で行っていくとともに、地域の関係者や関係機関と連携しながら、きめ細かな支援を行うことが大切です。

※12 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（法律第百五号）

（文部科学省）抜粋

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

##### （基本理念）

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情に関わりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

## トピック

### <今日も机にあの子がいない>

終戦直後の混乱時には、極度の貧困等を理由に、学校に行けなかった子どもが被差別部落を中心に大勢いました。その長期欠席・不就学対策として、昭和25年に高知県において、全国で初めて福祉教員が配置されました。福祉教員は、長期欠席・不就学の子どもの出席を促すために、日々家庭訪問を繰り返し、子どもや保護者、地域に義務教育の保障を働きかけました。そして、学力の向上や進路の保障に向けた取組を進めてきました。「今日も机にあの子がいない」とは、その福祉教員たちの地道で熱心な取組をまとめた実践記録のタイトル名です。

### <識字学級>

識字学級とは、差別などにより就学適齢時に満足な学習機会に恵まれず、文字の読み書きの力を十分に身に付けることができなかつた方々が、その力を取り戻すための学習会のことです。

「『高知の識字』資料集」(高知県教育センター 平成2年)に、「識字運動とは、字を識る運動のことであるが、日本の場合、部落解放運動のなかで『部落差別によって奪われた文字を取り返す営み』として重視され、識字学級を中心に取り組まれています。」と著されています。

## ② 人権が尊重された環境づくり

学校や地域の学習会など教育の場において、一人ひとりの人権が尊重された環境でなければ、教育活動は十分な効果を上げることはできません。学習者は、人権について知識や技能を身に付けるだけでなく、自分や他者の人権が大切にされている心地よさを経験することによって、人権尊重の大切さを実感するようになります。学習者は「隠れたカリキュラム」(P. 6 参照) のなかで学んでいるということを踏まえて、教育を進めていくことが大切です。

そのために、就学前教育及び学校教育においては、直接指導する保育者・教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であると言えます。子ども一人ひとりの大切さをしっかりと自覚し、一人の人間として接することが大切になってきます。“一人ひとりの生活実態や、行動に至るまでの原因・背景をつかんで指導しようとしているか” “互いによさを認め合い支え合える人間関係を学級に築くことができているか” “自ら望ましい言語活動を心がけ、保育所・幼稚園等、学校・学級全体の言語環境を整えようとしているか” など、実践を通して自らの人権意識を確認しながら、子ども自身が、自らの大切さや他の人の大切さを認めることができるような環境づくりに、主体的に取り組むことも重要です。

これらの取組を、保育者・教職員の個々の力量のみに頼るのではなく、保育所・幼稚園等・学校のそれぞれの場で、主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用する「チーム学校」の視点を大切にしながら人権が尊重された環境づくりを実現していくことが重要です。

## (2) 社会教育

近年、社会・経済が急速に変化するとともに、個人の生き方も多様化しているなかで、県民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようになるためには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備していくことが重要になってきます。また、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景とする中で、家庭での子どもへの過干渉や放任・虐待、高齢者への介護放棄、配偶者等による家庭内暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）などの様々な人権侵害が生じており、その観点からも、全ての住民に生涯の各ステージで、人権尊重の理念や人権課題についての学習の機会を充実することが必要です。さらに、読み書きが困難な非識字者や外国籍の住民の方々に、生活する上での基礎的な能力を身に付けるための学習の場を保障することや、いじめなどの理由により十分に学校に通うことができず、結果としてニートやひきこもり状態にある人々の社会的な自立を支援するための仕組みづくりも必要です。

あらゆる場面で一人ひとりの存在や発言の機会が大切にされる環境づくりに努めるとともに、学習活動においては、参加体験型などの手法を用いることにより、互いの気付きや考え方の深まりを大切にし、学習者自身の意識の変容や実践行動につなげるきっかけをつくることが重要です。

人権尊重の理念や人権課題についての一人ひとりの学びの成果が、生活の様々な場面で發揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。これらの取組を通して、人権が尊重される地域づくりや社会づくりをめざします。

## 2 人権教育の推進にあたって大切にすべきこと

### (1) 就学前教育の取組



#### ① 教育・保育内容の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて大切な時期です。この時期に、一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、人権尊重の芽生えをはじめとする豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって非常に重要です。この時期に培われた人権意識（感覚）が、将来、自分や他者の人権を大切にし、いじめなどの問題や人権侵害を解決しようとする意識や態度、行動につながっていきます。

保育所・幼稚園等では体験や遊びを中心とする生活の場で、一人ひとりの子どもの特性や育ちに応じた支援を行い、子供自身が大切にされていることを感じられるようなかかわりを積み重ねる中で、自分をかけがえのない存在として、欠点も含めて自分自身を認めることができる自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの教育・保育の充実が求められています。その実践のために、保育士・幼稚園教員・保育教諭等も豊かな人権感覚を育み、互いの人権が尊重されている状況を実感できる教職員集団づくりに取り組むことが重要です。

### 【県教育委員会の取組】

- 1 乳幼児期の特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の指導方法や保護者支援の在り方等を示したガイドラインを全ての保育所・幼稚園等において活用を促進し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の確立と普及を進めます。
- 2 保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化に努めます。
- 3 保育所・幼稚園等と小学校間での交流や教育・保育内容の充実に関する情報の共有を行い、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を意識した取組を推進します。

### 《保育所・幼稚園等での取組例》

- ① 教職員が「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を活用し、指導方法、保育環境等の見直し、改善を行う。
- ② 子ども一人ひとりの状況や発達過程を踏まえて、計画的に保育環境を整え、興味・関心に基づいて自ら周囲の環境に関わるという直接的な体験を大切にした教育・保育に取り組む。
- ③ 自然や人との関わりを通して、命の大切さに気付く心、人を大切にして思いやる心など豊かな心を育てるため、園内の自然環境を整備したり、季節感のある遊びを取り入れたりするなどの保育環境づくりに取り組む。
- ④ 生活や遊びのなかで一人ひとりの子どもが十分に自己発揮しながら、他の子どもと多様な関わりがもてるよう援助し、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えにつながる教育・保育を小学校と連携して進める。

### ② 保育士・幼稚園教員・保育教諭等研修の充実

就学前教育では、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化が望まれます。

子どもが互いに人権を大切にしながら充実した生活を送るために、基本的な生活習慣を身に付けることや、社会現象、自然環境への興味・関心を高めることが重要であり、保育士・幼稚園教員・保育教諭等は、そのための教育・保育内容や保育技術等の向上に努めなければなりません。併せて、身近な人権課題について、正しい理解と認識を深めるなど、人権尊重の理念を理解・体得することが求められています。



### 【県教育委員会の取組】

- 1 教育・保育内容、保育技術等の向上をめざして、基礎ステージから管理職ステージまでの各ステージに応じた人権教育研修の充実を図ります。
- 2 組織的・計画的な保育所・幼稚園等の研修体制が確立され、教育・保育の質の向上が図られるよう、園内研修の中核的な役割を担う保育者を育成する、ブロック別研修会を行います。
- 3 幼保支援アドバイザーの活用などにより、保育所・幼稚園等における園内研修を充実します。
- 4 人権を大切にする教育・保育を推進する関係団体の研修を支援するなど、連携した取組を進めます。
- 5 人権尊重の理念や人権課題に対するきめ細かな感覚を養い、人権教育を基盤とした園経営やクラス経営が実施されるよう、指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

### 《保育所・幼稚園等での取組例》

- ① 人権教育に関する年間の研修計画を作成する。
- ② 教育・保育を取り巻く環境や教育・保育活動を改善するために、人権教育の推進体制に関する研修や、乳幼児・保育者・保護者に対する人権感覚の育成についての研修を行う。
- ③ 人権が尊重される環境づくりに向けて、教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であるという共通認識を図り、子どもも理解を深め、子どもへの適切な関わり方について検討を行うなど指導力向上を図る研修を行う。
- ④ 研修の目的に応じて、参加体験型など多様な手法を取り入れながら研修を行う。

### ③ 親育ち・子育て支援の充実

乳幼児期は、人権感覚の基盤ともなる自尊感情を育んでいくことが重要であり、子ども自身が愛されているということを体感するとともに、家族の一人ひとりから大切にされていると実感できるような関わりを積み重ねていくことが大切です。また、子どものよりよい育ちには、親の心の安定と安心感を得られる生活環境が不可欠です。



しかし、核家族化や家庭・地域の教育力の低下などの社会環境の変化や厳しい経済状況などを背景に、子どもを虐待するなど良好な親子関係が築けない家庭があります。さらに、子育てに不安や悩みを抱え孤立する保護者や、子どもにインターネット接続機器を渡してそれに頼った子育てをしている保護者も存在します。こうした状況を改善するため、子育てを通して保護者自身が親として成長できるように支援する必要があります。保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等における子育て情報の発信や相談活動などを通して、家庭の実態や保護者の心情に寄り添いながら、地域で親を支える子育て支援を進めていきます。

### 【県教育委員会の取組】

- 1 良好的な親子関係や子どもへの関わり方について、保護者の理解を深めるための学習会や研修会を行い、保護者の子育て力の向上を図ります。
- 2 インターネット接続機器が子どもに及ぼす影響について、保護者の理解を深める研修や啓発を行います。
- 3 基本的生活習慣や携帯電話・スマートフォンの取り扱いなどについて、親子で考える機会をもち、家庭においてルールを確認することの大切さを保護者に啓発していきます。
- 4 保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等における子育て支援の充実を図ります。
- 5 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育て支援を関係機関と連携して行うため、家庭支援推進保育士の配置を支援します。
- 6 厳しい環境にある子どもの支援や小学校への円滑な接続を図るため、スクールソーシャルワーカーや親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を支援します。

### 《保育所・幼稚園等での取組例》

- ① 送迎時や連絡帳、行事や保護者研修などの様々な機会を捉えて、子育てに関わる相談活動や情報の発信を行い、保護者の状況や心情に寄り添いながら子育て力の向上を図るとともに、保護者同士のつながりをつくる。
- ② 教職員が「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を活用し、組織の一員として、保護者支援等の取組を行う。
- ③ 親育ち支援担当者を配置し、日頃から保護者と十分関わるとともに、計画や記録に基づいた支援を行う。
- ④ 厳しい環境にある子どもや、特別な支援が必要な子どもの特性に応じた教育・保育が、小学校へスムーズに引き継がれるよう、小学校や関係機関との連携をさらに進める。

## (2) 小学校以降の学校教育の取組

### ① 学校教育活動全体を通した人権教育の推進

学校の人権教育は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、

総合的な学習（探究）の時間、特別活動等のそれぞれの特質に応じて、教育活動全体を通して行われることが大切です。また、日常の学校生活も含めて、人権が尊重される学校・学級とするように努める必要があります。そのためには、生徒指導、学習指導と学力向上の取組、それらの基盤となる仲間づくりなどが、人権尊重の精神に立ったものとなることが不可欠です。様々な子どもが共に学び、共に生きることの意義を踏まえ、教育環境や教育内容の充実に努める必要があります。生徒指導においても、自分の大切さとともに他の人の大切さを認

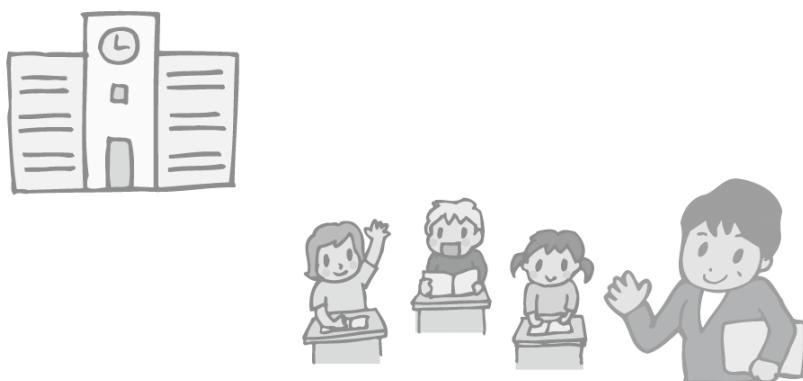


めるという人権感覚を育むことを通して、暴力行為やいじめなどの生徒指導上の諸課題の未然防止に努めることが重要です。

子どもの意見をきちんと受け止めて聞くこと、子どもを現象面だけで判断するのではなく、その背景を含めてしっかりとつかんで関わることなどが、取り組む上で大切な視点となります。さらに自尊感情を育むためには、子ども同士が互いにかけがえのない存在であることを実感できる取組が必要です。そして、これらの取組の前提として、互いを認め合い、支え合うといった人権感覚が確立された教職員集団づくりが重要です。

#### 【県教育委員会の取組】

- 1 児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通した人権教育を推進します。
- 2 人権が尊重された学校経営や学級経営、生徒指導の三機能（自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する、自己決定の場を与える）を生かした授業づくりや児童生徒支援の充実を図ります。
- 3 児童生徒が「夢」や「志」をもって社会を生き抜く力を育成するために、キャリア教育や道徳教育の充実を図ります。
- 4 インクルーシブ教育システムの構築に向け、発達障害等のある特別な支援が必要な児童生徒に対し、教員一人ひとりが障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、専門的な知識を習得させ、専門性の向上を図ります。
- 5 児童生徒の発達段階に応じてインターネットを正しく安全に利用できるよう情報モラル教育の推進に向けた支援を行います。
- 6 児童会や生徒会の活動を活性化し、いじめを未然に防止するための取組を支援します。
- 7 部活動において、生徒同士や教員と生徒の人間関係の構築、生徒自身の自己肯定感の向上などを図るなど、その教育的意義をより高めるための支援を行います。
- 8 児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・対応を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した取組を推進します。



### 《学校での取組例》

- ① 教職員の姿勢や言動が人権教育の重要な部分であることを自覚し、日々の授業や行事等の学校生活において児童生徒の人格をしっかり認め、自尊感情や自己有用感を育む取組を行う。
- ② 児童生徒のもつ力や可能性を引き出す生徒指導を通して、児童生徒一人ひとりが自己実現できるように取り組むとともに、児童生徒同士が良さを認め合い、支え合える人間関係を築くことができるよう、日々の授業や行事等において場面設定や話し合い活動等に取り組む。
- ③ 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等のそれぞれの教育活動を通して、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高めるための効果的な取組について教職員で共通認識を図り、学習プログラムの作成を進める。
- ④ 防災教育、情報教育、キャリア教育等と人権教育の関連について教職員で共通認識を図り、人権教育の視点に立った取組を推進する。
- ⑤ 全ての児童生徒が「分かる」「できる」実感を味わうことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくりや授業づくりに取り組む。
- ⑥ 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、きめ細かな指導を行う。
- ⑦ いじめ、不登校などの生徒指導上の諸課題を未然に防ぐために、みんなが大切にされる学校・学級づくりをめざし、日々の生徒指導や学習指導に取り組む。
- ⑧ いじめやインターネットに関わる問題の解決に向けて、児童生徒の主体的な取組を推進するため、児童会や生徒会活動を充実する。
- ⑨ 専門外の教員が担当する部活動等に、外部人材を派遣し、学級や学年を離れて仲間や指導者と深く関わり互いに競い、励まし、協力するなかで友情を深め、よりよい人間関係の形成につなげる。
- ⑩ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒が悩みや不安を気軽に相談でき、安心して過ごせる環境づくりに努める。

### ② 教育内容の創造

子どもが人権や自らの権利と責任について学ぶことにより、権利の主体であることを理解したり、権利を侵害されたりした場合に、他の人の力も借りながら人権が尊重される状態を回復することができる力を身に付けることが大切です。

人権教育を通して育てたい資質・能力を身に付けさせるためには、子どもの実態等を踏まえて、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面からバランスよく学習内容を設定する必要があります。（※知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の詳細については、P. 8 の図を参照）

また、子どもが権利への理解を深め、いじめや差別をなくそうとする主体となるための教育内容の創造が求められています。人権課題については、学習者の状況によって、身近に感じるものとそうでないものがありますが、具体的な事例を通して、他者の心の痛みに触れた

り共感したりすることで、自分や生活との関わりを考える機会となります。そうして、身近なところから課題解決に向けた意欲や行動力を育むことが大切です。

相手のことを意識したコミュニケーションスキルと、他の人と豊かな関係を築くことのできるソーシャルスキルは、人間関係を築く上でも重要です。“人と人とをつなぐ”という視点に立って、学習活動を組み立て、日々の仲間づくりを進めることも大切です。

また、探究的な学習活動を通して、子どもの主体的に取り組む態度の育成をめざしたり、自己の生き方を考えたりすることができるようしていく必要があります。

さらに、子ども一人ひとりに、将来の生き方や在り方を考えさせ、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育も重要です。

学校全体として、個に応じた目的意識のある学習指導や望ましい人間関係づくりなどを大切にし、学習意欲の向上に努めることが必要です。各教科等の学習や体験活動などを通して、子どもが自らの進路を切り拓くための教育内容の創造や、授業改善に取り組むことが重要です。



#### 【県教育委員会の取組】

- 各学校における人権教育の視点に基づく教育内容の創造を支援し、先進的に取り組んでいる学校の実践を県内に広げていきます。
- 県民に身近な11の人権課題にかかる教育内容の創造に関して、効果的な学習教材の選定・開発や情報の提供を行うとともに、校内研修を支援します。
- 地域の特色を生かしたキャリア教育の取組が充実するよう学校を支援します。
- 探究的な学習や協働的な学習を進めることができるよう学校を支援します。

#### 《学校での取組例》

- 地域の特色や児童生徒の実態などを踏まえて、協力・参加・体験を中心とした指導方法の工夫を行うとともに、人権教育を通して育てたい3つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）から、バランスよく学習内容を設定する。
- 児童生徒に権利と責任を理解させることを通して、児童生徒が主体的にいじめや差別をなくしていく力を育む。
- 日々の仲間づくりが大切であることから、人間関係づくりに関わる教育内容を創造する。
- キャリア教育や体験活動などを通して、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、自らの進路を切り拓く力を育てるための教育内容を創造する。
- 人権課題に関する探究的な学習や協働的な学習を通して、問題を発見する力や、いじめや差別などの問題の本質を見極める力を育成する。

### ③ 教職員研修の充実

人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通し、子どもの発達段階に応じて創意工夫して取り組む必要があります。人権教育を進めるにあたっては、まず、教職員自らが人権尊重の理念を理解・体得することが大切です。人権尊重の理念や人権課題に対する深い理解と認識をもち、子どもを一人の人間として尊重するとともに、子どもを取り巻く様々な課題に対して日常的に関わっていくことが重要です。「隠れたカリキュラム」(P. 6 参照)の重要性を確認し、人権尊重のメッセージを含んだ言動が日々なされるよう、教職員の人権感覚を高めていくことが求められます。

教育委員会や各学校においても、人権教育についての研修を年間の研修計画に位置付けて、計画的・継続的に取り組むことが大切です。

#### 【県教育委員会の取組】

- 1 初任者研修から管理職研修までのステージに応じて、県民に身近な11の人権課題についての理解を深めるとともに、人権感覚を高める研修の充実を図ります。
- 2 人権教育主任（担当者）の資質・指導力向上のための研修会をはじめとして、教職員の人権尊重の理念の理解・体得をめざし、人権感覚を高めるための研修の充実を図ります。
- 3 校内研修などを通して、人権教育の意義や内容、重要性について認識させるとともに、教職員の実践意欲や指導力の向上を図ります。

#### 《学校での取組例》

- ① 計画的・継続的な人権教育に関する校内研修の実施に向けた年間の研修計画を作成し、授業研究を通して、各教科等における人権教育を充実する。
- ② 教育を取り巻く環境や教育活動を改善するために、人権教育の推進体制に関する研修や、児童生徒・教職員・保護者に対する人権感覚の育成についての研修を行う。
- ③ 研修の目的に応じて、参加体験型の手法など多様な手法を取り入れながら研修を行う。
- ④ 人権が尊重される環境づくりに向けて、教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であるという共通認識を図り、児童生徒理解を深め、児童生徒の捉え方や言葉がけ等、児童生徒との関わり方についてさらに向上する研修を行う。
- ⑤ 発達障害等のある児童生徒の特性に応じた指導の充実に向けた研修と情報共有を行う。
- ⑥ 同和問題をはじめとする県民に身近な 11 の人権課題についての学習の充実に向けた研修を行う。

### ④ 組織的・継続的な取組とその点検・評価

校長のリーダーシップのもと、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、人権教育主任（担当者）などを中心に、教職員が一体となって人権教育に取り組むための推進体制を確立し、人

権教育の目標設定、指導計画の作成、教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが大切です。特に、人権教育主任（担当者）は、人権教育に関する企画立案、推進に関するコーディネートなど、推進体制の要として重要な存在です。

人権教育を推進していくためには、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（P D C A サイクル）の確立が重要です。学期ごと、年度ごとなど定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに見直しを行うことや、地域学校協働本部やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）などを活用して、保護者や地域の人たちに積極的に情報提供したり、意見を聞いたりすることも重要です。

#### 【県教育委員会の取組】

- 1 校長、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、人権教育主任（担当者）に対し、学校全体で組織的・継続的に人権教育が推進されるよう、情報の提供と支援します。
- 2 授業力の向上や生徒指導の充実などを図るための学校内の仕組みづくり（特に、急増する若年教員を育てるこことを重視）を支援します。
- 3 人権教育主任（担当者）や生徒指導主事等に対して、組織的・継続的な推進体制の確立を目的とした研修を実施します。
- 4 研修会等での取組の交流を通して、人権教育主任（担当者）が互いに相談できる機会を設けるとともに、担当者同士のネットワークづくりを支援します。
- 5 研修会や校内研修などで、先進的に取り組んでいる学校の具体的な事例を紹介し、県内に広めていきます。
- 6 地域学校協働本部の活動などを通じて、地域との連携・協働を進めています。
- 7 「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、県・市町村・学校・地域住民・家庭・その他の関係者が連携し、いじめ問題の防止等の取組状況を検証し、総括を行うとともに、いじめ防止等の取組の推進を図ります。

#### 《学校での取組例》

- ① 児童生徒や地域の実情を踏まえ、人権教育目標の設定、計画的・系統的な人権教育全体計画・年間指導計画に基づいた取組を行い、P D C A サイクルによって検証・改善を進める。
- ② 教職員、児童生徒、保護者などのいろいろな視点から組織的な取組の点検・評価を行う。
- ③ 校長、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、人権教育主任（担当者）が中心となって、効果的・効率的に機能する人権教育の推進体制を確立する。
- ④ 学校の取組が家庭や地域に伝わるように情報を発信し、それぞれが連携しながら人権教育を推進する体制を確立する。
- ⑤ 「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ防止等の取組について共通認識を図り、いじめ予防等プログラムの実践、点検・評価を行う。

### (3) 社会教育の取組

#### ① 家庭教育における人権教育・啓発の推進

子どもの人権尊重の精神を育むためには、家庭における教育が重要な役割を担っています。

家庭教育は、保護者や保護者に準ずる人が子どもに対して行う教育のことであり、全ての教育のスタート地点です。子どもが、家族とのふれあいを通じて、乳幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けるなど、子どもの人格や人権意識の形成に大きな影響を与えることから、保護者等が、様々な機会を通して人権感覚を身に付けることが必要です。

「人権教育・啓発に関する基本計画」では、家庭での日常生活を通して、保護者等自らが人権課題について正しい理解と認識を深め、社会的不正・不合理を許さない態度や人権意識に裏付けされた生活態度等の確立を図り、子どもの人権感覚を育む家庭づくりに努めることが大切であるとされています。

また、子どもの豊かな人間性や基本的な生活習慣の確立、規範意識等を育むうえで有効とされる体験活動、運動・スポーツ活動、世代を越えた交流活動などに、大人も積極的に参加し、人と関わる楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことにより、子育てや子どもへの関わりを通して大人の人権感覚を高めることが大切です。

#### 【県教育委員会の取組】

- 1 家庭のふれあいや絆づくりを大切にし、一人ひとりが尊重される家庭教育への支援を行います。
- 2 子育てに関する不安や悩みを安心して相談できる体制が充実するよう、市町村の取組を支援します。
- 3 P T A を対象とした人権課題に関する知識と認識を深めるための研修を行います。
- 4 市町村が実施する家庭における人権教育を充実させるための学習を支援します。
- 5 地域住民が、家庭教育に関する学習活動等を主体的に進めていくことができるよう、家庭教育に関する参加型学習教材「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」の活用を促進します。
- 6 体験活動、運動・スポーツ活動を促進し、子どもと大人の交流活動を充実します。



### 《市町村での取組例》

- ① 保育所・幼稚園、学校等と連携した家庭教育講座や、子育てについての悩み相談等を実施し、家庭教育への支援を行う。
- ② 公民館や図書館といった社会教育施設を活用して、PTAや子ども会等の活動と連携し、放課後や休日を活用した親子参加型の行事を支援する。
- ③ 行政から委託を受けたり、NPOから始まった活動を行政が支援したりするなど、空き店舗や空き家、地域の施設等を利用して、子育てや人権に関する学習や、親子で楽しめる体験活動等を行い、幅広い年齢層に対応できるように工夫する。
- ④ 任意のサークル団体が、市町村や学校、青少年のための社会教育施設等を利用して行う、文化・スポーツ活動や自然体験活動を通して、人を尊重する態度や互いに支え合う教育を推進する。

### ② ライフステージに応じた学習機会の提供・充実

県民一人ひとりが人権感覚を身に付け、ライフステージに応じた自己の実現や活力ある地域社会づくりを実現するために、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした社会教育における人権教育の取組を、継続的に推進していくことが大切です。

また、「平成29年度高知県人権に関する県民意識調査」の結果では、多くの県民から、人権尊重の社会実現に向けた積極的な教育活動の必要性が指摘されています。

このため、地域住民の学習ニーズに応じたテーマや日時・会場の設定、ICTの活用など、多くの方々が人権に関する学習に参加しやすい環境を整える必要があります。

地域においては、自治会をはじめ住民の自主的な活動やPTA等の団体による活動が数多く展開されており、こうした活動とも連携することが重要です。

### 【県教育委員会の取組】

- 1 人権課題の解決や、いじめ、インターネット上のトラブルから子どもを守るために開催する研修会を支援します。
- 2 人権教育の推進講座を実施する市町村への支援を行います。
- 3 公民館等の社会教育施設において、人権課題に関する学習の機会を設けるよう働きかけ、多様な学習機会やライフステージに応じた学習の充実を図ります。
- 4 インターネット上の問題への理解を広げるための啓発活動を強化します。
- 5 様々な理由により学校に通うことができず、結果としてニートや引きこもり傾向にある若者に対し、「若者サポートステーション」において、修学や就労に向けた支援を行います。
- 6 夜間中学の取組など、不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかつた方、外国人の方への学習機会の提供に努めます。

### 《市町村での取組例》

- ① 住民のライフスタイルを考慮し、学習者が積極的に参加できる機会の充実を図る。
- ② 自治会をはじめ住民の自主的な活動やP T A等の活動と連携を図る。
- ③ 身近な人権課題や年齢層に合わせた人権課題、学習が必要とされる人権課題等を取り上げて、幅広い年齢層に対応できるように工夫する。
- ④ 少年補導育成センターや警察、医療機関、民間企業・団体等と連携し、情報モラルやネット依存に関する問題についての啓発講座を実施する。
- ⑤ いじめやインターネットの問題について、大人と子どもの対談フォーラムや児童会生徒会交流集会を実施し、問題解決に向けた取組の交流を行う。
- ⑥ 人権学習教材「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたします～」等を活用し、発達段階を踏まえた人権学習の充実を図る。
- ⑦ 福祉関係施設等における交流・ボランティア体験（講演やコンサート、高齢者疑似体験、手話・点字・盲導犬・障害者スポーツ等）を企画し、施設の利用者の方との交流を通じた取組を推進し、相互理解を図る。
- ⑧ 夜間中学や「若者サポートステーション」の取組の周知を図り、様々な年代の方への学習機会の確保や、修学への支援をする。

### ③ 指導者等の養成

地域社会において、人権課題を解決していくためには、様々な年齢層の人々や豊かな経験をもつ人々の理解と協力を得ることが大切です。そのためには、人権教育を効果的に推進する指導力のある指導者等の存在が不可欠であり、社会教育や人権啓発に携わる指導者の養成とその資質の向上を図ることが必要です。

市町村における社会教育の担当者には、地域住民に対する研修を企画・運営する力が求められています。また、担当者同士が連携できるネットワークを構築することも必要です。

### 【県教育委員会の取組】

- 1 県が主催する市町村担当者研修の充実を図り、市町村担当者同士の情報交換を行う場の提供やネットワークづくりを支援します。
- 2 市町村の社会教育委員等に人権に関する積極的な活動の必要性について周知するとともに、その活動が充実するよう支援します。
- 3 社会教育や人権啓発に携わる指導者の養成を推進し、人権教育・啓発の学びを支える人材育成を図ります。

### 《市町村での取組例》

- ① 人権教育・啓発担当者の専門性や実践力の向上を図るとともに、職場内研修において、研修講師を務めることができるよう指導者の育成を図る。
- ② 公民館等を利用するサークルや女性学級、高齢者学級、子ども会活動等において、人権学習教材「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたします～」や視聴覚教材等を活用し、地域住民の人権意識や人権感覚を醸成できる指導者の育成を図る。
- ③ 人権啓発や男女共同参画、社会福祉、生涯学習、多文化共生・国際交流等の人権教育・啓発に関する若年職員が連携し、職場内研修や外部への出前講座、ボランティアや地域イベント等の事業の企画・運営を通して、指導者の人材育成を図る。
- ④ 近隣の市町村と合同で社会教育や人権啓発に関する研修やイベントを実施し、取組の交流を通して、担当者としての人権意識やスキルアップを図る。

### ④ 人権学習プログラムの開発、教材の整備

社会教育における人権教育を効果的に進めるためには、学習教材やプログラム、学習方法が、学習者の意欲や関心、共感を呼び起こし、気付きを促すものであることが必要です。そのために、身近な素材を取り扱ったり、本音が語れる雰囲気のなかで学習者がもっている経験や知識を引き出し学び合う、参加体験型の手法を取り入れるなど、参加者が主体的・能動的に参加できる学習内容の充実に努めることが大切です。

研修がより効果を發揮するためには、地域の課題や学習者のニーズを踏まえた人権学習プログラムや教材を開発・整備することが望まれます。

また、高知県教育委員会が作成してホームページ上で公開しているプログラムなどを参考に、学習者のニーズに応じて活用することも効果的です。

### 【県教育委員会の取組】

- 1 子どもから大人まで学ぶことができる人権学習に関する研修内容の充実を図るとともに、新たな人権学習プログラムや教材を開発し、研修等で活用できるようにします。
- 2 自主的、意欲的な参加が得られるような参加体験型学習プログラムの開発を進めます。
- 3 県立ふくし交流プラザなどで実施されている、高齢者疑似体験や介護講座、福祉教育・ボランティア学習実践講座などを活用し、高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組の周知を行います。
- 4 県立青少年教育施設において、子どもも大人も参加できる多様な自然体験プログラムを実施し、人権感覚を育む事業を推進します。

### 《市町村での取組例》

- ① 人権教育・啓発担当者が、人権学習教材「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたします～」をもとにして教材づくりを行い、サークルや女性学級、高齢者学級、子ども会活動等の参加者がライフステージに応じて、自分の事としてとらえることができる人権学習を実施する。
- ② 人権教育・啓発担当者が作成した教材を人権課題やテーマごとに分類し、保管を行い、複数の担当者が使用できるように環境整備を行う。
- ③ 人権教育・啓発担当者が、個別の人権課題についての当事者の体験した生活上の困り感や差別の実態等をもとに、研修教材や啓発ポスターを作成し、啓発を促す。
- ④ 地域の歴史やこれまでの取組、今後のまちづくりの方向性等、地域を教材化し、子どもから大人まで学ぶことができるプログラムを作成する。
- ⑤ 人権週間の集いや作品展、交流会などのイベントと併せて研修会や体験学習等を実施し、取組のプログラム化を図るとともに、当事者に対する理解を深める取組を推進する。

#### (4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

子どもは、保育所・幼稚園等や学校、家庭を含めた地域社会のなかで育ちます。そのため、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野の関係者が連携・協働した取組を進めていく必要があります。

就学前教育から高等学校まで子どもの発達段階に応じて必要な力や人権感覚を育成するためには、各校種間で人権課題についての学習内容の連続性や系統性、生徒指導の充実を図ることが必要です。併せて、子どもが保育所・幼稚園等、学校で人権について学んだことを肯定的に受け止めることができる家庭や地域をつくること、また子どもと保護者や地域の人々が共に学ぶ場をつくることが大切です。

保護者や地域住民と共に子どもを育てていくという視点に立って、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を進めることも大切です。また、各学校において、近隣の特別支援学校等との行事での交流及び共同学習等を、計画的、組織的に行うことにより、共生社会に向けて連携した取組を推進していく必要があります。



### 【県教育委員会の取組】

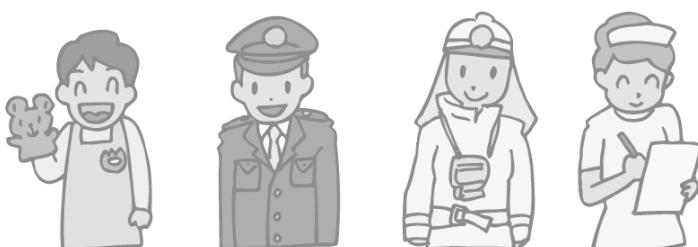
- 1 保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が連携・協働して子どもを育てる大切さについての理解をさらに広げていきます。
- 2 保護者や地域住民と共に子どもを育てていくという視点に立った、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を支援します。
- 3 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育てを支援します。
- 4 子どもの発達段階に応じた系統性のある人権学習や生徒指導の充実を図るために、保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校種間での支援・指導の引き継ぎや、児童虐待の防止対策の充実や連携・協働に向けた取組を推進します。

### 《市町村での取組例》

- ① 保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校種間において、子どもの支援・指導の引き継ぎや、連携・協働に向けた取組を行う。
- ② 特別支援学校に在籍する子どもと、その子どもが居住する地域の小・中学校（居住地校）との行事での交流及び共同学習等を実践し、共生社会の実現に向けた取組を行う。
- ③ 「あいさつの日」「交通安全の日」「開かれた学校づくり」等の取組を通じて、家庭や地域、学校の相互理解を促進し、連携を深める。
- ④ 地域の高齢者宅訪問の取組を通じて、高齢者とのふれあいや防災に向けた取組を行い、「ひとにやさしいまちづくり」を促進する。
- ⑤ 中学校区をもとに保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校、家庭、地域住民を対象に、公開保育・公開授業や講演を合同で開催し、互いに意見交流し、子どもの発達段階に応じた系統性のある人権学習やユニバーサルデザインを視点にした授業の充実を図る。

### （5）関係機関・N P O等との連携

私たちの身近なところで、まちづくり、福祉、環境、平和などの人権に関わる様々な啓発活動が展開されています。人権に関わる取組を進めるためには、高知地方法務局や高知県警察本部、各市町村の要保護児童対策地域協議会、社会教育団体、N P O、教育研究団体等と連携・協働しながら効果的に進めていくことが大切です。



### 【県教育委員会の取組】

- 1 人権に関わるNPO・ボランティア等の活動を支援するとともに、連携して取り組みます。
- 2 高知地方法務局や高知県警察本部、市町村の要保護児童対策地域協議会、民生・児童委員等と連携して、子どもや保護者からの相談を受け、支援等を行います。
- 3 高知地方法務局と連携し、人権作文に関する事業を実施し、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深める取組を行います。

### 《市町村での取組例》

- ① 人権に関わるNPOや教育研究団体が主体となって、地域の保育所・幼稚園等、学校の人権教育担当者と連携・協働し、人権教育・啓発に向けた取組や実践交流を行う。
- ② 社会福祉協議会や福祉施設、国際交流支援団体等と保育所・幼稚園等、学校が連携し、行事での交流やボランティア活動、体験活動等（料理、手話、点字、盲導犬、介助犬、障害者スポーツ等）を通じて互いに交流し、子どもや大人の人権感覚や人権意識を育む。
- ③ 人権擁護委員や少年補導育成センター等と連携し、人権尊重の理念や個別の人権課題についての防犯教室や出前授業、人権作文・青少年健全育成作文の取組等を実施し、大人も子どもも学ぶ取組を行う。
- ④ 県立人権啓発センターやこうち男女共同参画センター「ソーレ」、国際交流団体、北海道アイヌ協会、平和資料館草の家、日本ユニセフ協会等と連携して、人権課題や外国文化、人権や平和に関する資料やパネル等の企画展示ブースを設置し、大人も子どもも学ぶ取組を行う。



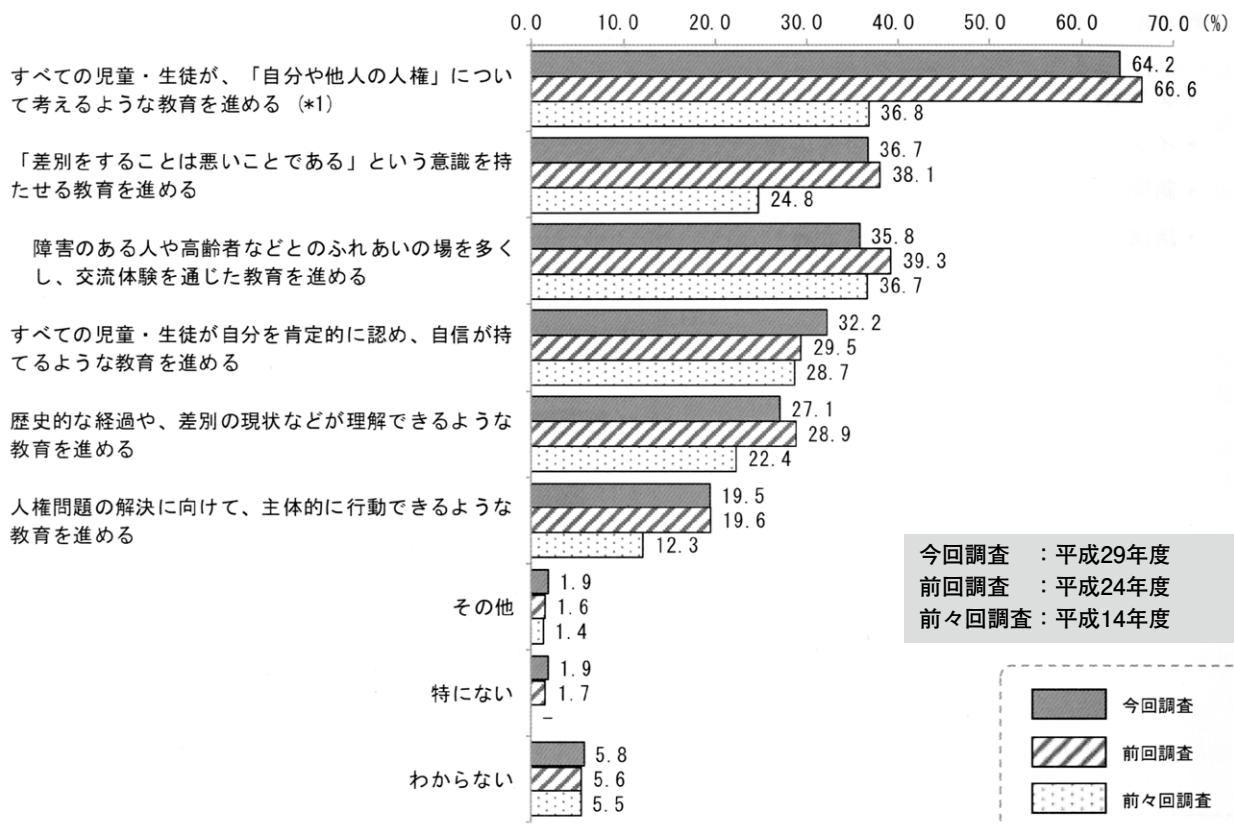
# 卷末資料

## 1 人権に関する県民の意識

「平成 29 年度高知県人権に関する県民意識調査」「平成 30 年度県民世論調査」結果（抜粋）

### 問 12-2

人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか？【3つまで】



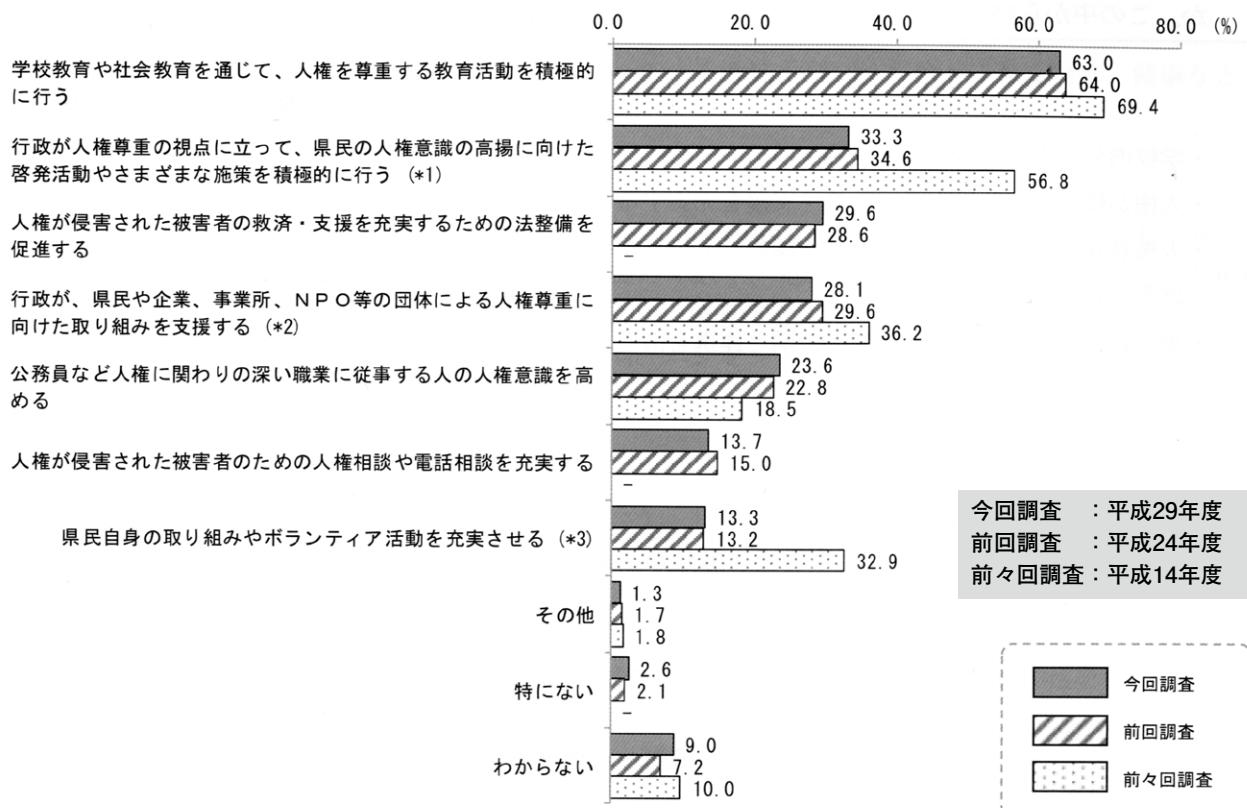
- \*1 「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」は、前々回調査「すべての児童・生徒が、『自分の人権』について考えるような教育を進める」との比較。  
\*2 前々回調査の回答条件は【2つまで○】。

### 調査結果より

人権を尊重する心や態度を育むための学校教育では、前回、前々回調査と同様に、「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」と回答した割合が最も高くなっています。次に『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進めるが高くなっています。

### 問12-3

人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか？【3つまで】



- \*1 「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」は、前々回調査「行政が県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を積極的に行う」、「行政が人権尊重の視点に立って様々な施策を行う」を合計したものとの比較。
- \*2 「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」は、前々回調査「行政が、企業、事業所等における人権尊重に向けた取り組みを支援する」、「行政が、県民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」を合計したものとの比較。
- \*3 「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」は、前々回調査「県民自らがボランティア活動などを通じて人権意識を高める」との比較。

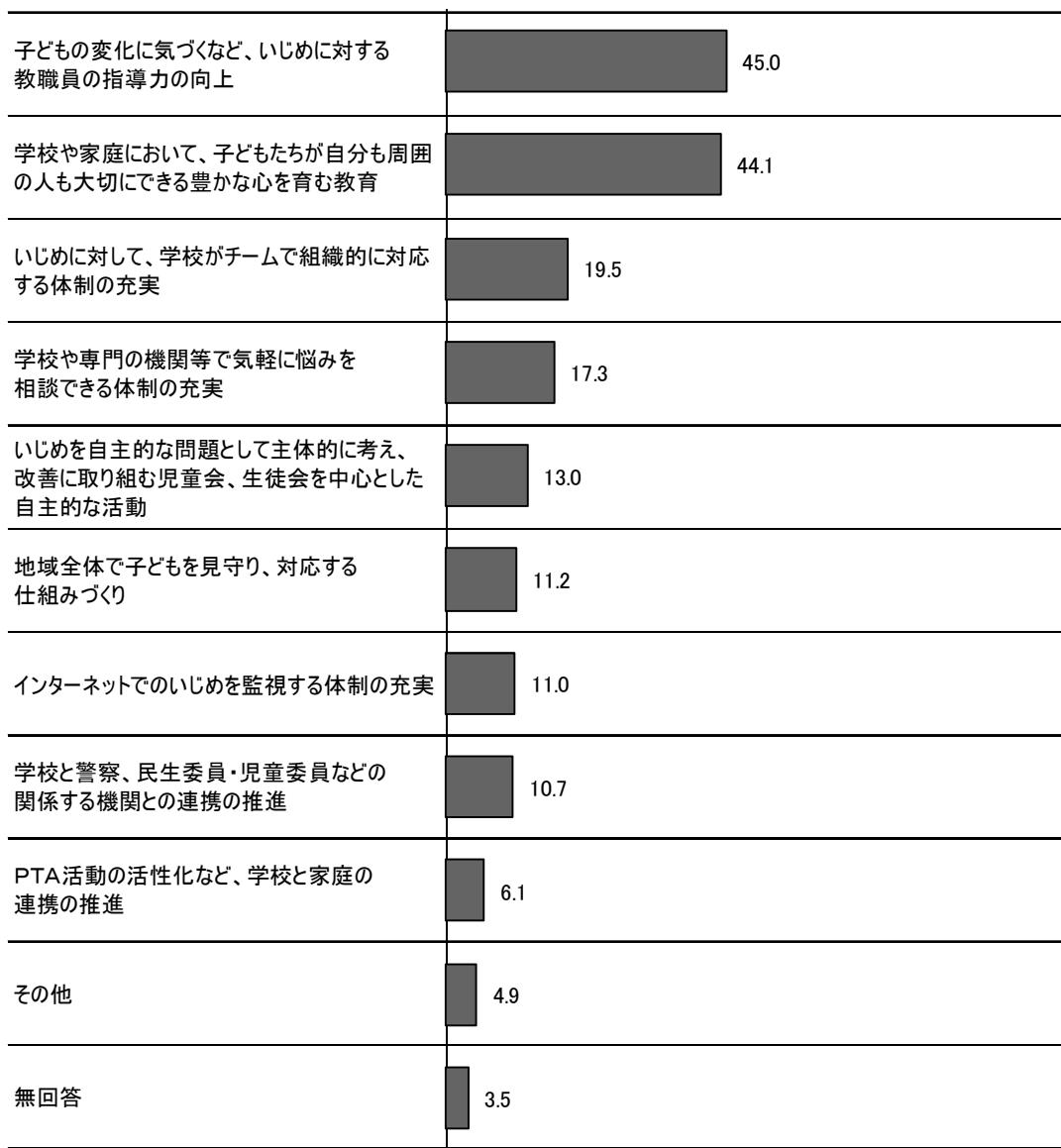
### 調査結果より

人権が尊重される社会の実現のために、今後特に必要だと思うことについては、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」と回答した割合が最も高く、次に「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」が高くなっています。

また、前回、前々回調査と比較すると、「公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める」の割合は増加してきています。

問 37

いじめを早期に発見し、早期に対応するうえで、力を入れていくべき取り組みは何だと思いますか。（2つまで○印）



グラフ単位:(%)

平成30年度県民世論調査（高知県）報告書より

### 調査結果より

いじめを早期に発見し、早期に対応するうえで、力を入れていくべき取組として、「子どもの変化に気付くなど、いじめに対する教職員の指導力の向上」と回答した割合が最も高くなっています。

次いで「学校や家庭において、子どもたちが自分も周囲の人も大切にできる豊かな心を育む教育」、「いじめに対して、学校がチームで組織的に対応する体制の充実」が高くなっています。

## 2 高知県人権施策基本方針—第2次改定版—（抜粋）

### 身近な11の人権課題についての推進方針等

人権課題	県の人権施策の推進方針	今後の取組（教育に係る県の取組）	の基本 方針
同和問題	<p>同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を図ります。</p> <p>同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進</p>	<p>同和問題に関する歴史や現状・実態について、科学的に解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい理解と認識を深める教育を推進します。</p> <p>(ア) 就学前教育</p> <p>就学前教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所・幼稚園等においては、生活のなかで自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権感覚の基礎を育むための保育・教育を推進します。</p> <p>(イ) 学校教育</p> <p>保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の連携、学校と家庭・地域との連携を図りながら、差別を解消し人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる力を育む教育を推進します。</p> <p>また、大学や専修学校、各種学校における人権教育の普及・充実を促進します。</p> <p>(ウ) 社会教育</p> <p>生涯学習の視点に立ち、それぞれの時期、段階に応じた学習機会の提供や、地域的な課題と結びついた内容を積極的に取上げるなど、学習者が意欲を持ち、差別を解消するために行動することができる学習内容などの充実を図ります。</p>	20
女性	<p>家庭や職場、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、女性が安全安心に生活できる、女性の人権が男性と対等平等に尊重される社会の実現を図ります。</p> <p>①男女が互いの人権を尊重する教育・啓発の推進</p> <p>②あらゆる分野への女性の社会参画の推進</p> <p>③女性に対するあらゆる暴力の根絶</p>	<p>就学前教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場において、両性の尊厳・平等を目指す教育を推進します。</p> <p>(ア) 就学前教育</p> <p>友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに关心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。</p> <p>(イ) 学校教育</p> <p>全ての教育活動の場において、児童生徒が男女平等についての理解を深めるよう、また、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、勤労観や職業観、人生観や家庭観を身に付けるための教育を推進します。</p> <p>なお、デートDV防止などの具体的な学習にも取り組んでいきます。</p> <p>(ウ) 社会教育</p> <p>市町村等で実施される各種学級等において、男女の自立や協力を目指した教育の充実や、女性の社会参画のための講座の開設、学習活動の支援を行います。</p>	30
子ども	<p>子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ります。</p> <p>①子どもの人権を尊重した教育の推進</p> <p>②子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進</p> <p>③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進</p> <p>④子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発の推進</p> <p>⑤親子の対話やふれあい、地域</p>	<p>就学前教育、学校教育、社会教育などが相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重に向けた取組を推進します。</p> <p>(ア) 就学前教育</p> <p>子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した保育・教育を推進します。</p> <p>(イ) 学校教育</p> <p>開かれた学校づくりを通じて、家庭や地域と連携を図り、子どもの思いや願いを受け止めるとともに、一人ひとりを大切にする教育の推進を通じて、子どもが生き生きと安全安心に生活できる環境を整備します。</p> <p>また、自分や他者を大切にする態度や行動力を身に付けるための学習を推進します。</p> <p>さらに、いじめや不登校などの対策として、児童生徒理解に努め、問題行動等の予防、早期発見・早期対応のための校内支援体制の充実を図ります。</p> <p>なお、体罰根絶に向けた取組として、学校の組織における</p>	42

	<p>社会での生活体験や自然体験の機会の充実 ⑥児童虐待の防止対策の充実</p>	<p>OJTの仕組みづくりや、適切な指導方法の体得に向けた研修の充実を図ります。</p> <p>(ウ) 社会教育</p> <p>子どもたちが様々な生活体験や自然体験を通して、お互いの人権を尊重する人間関係を築いていけるよう、青少年教育施設での体験活動の充実や放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実、スポーツ少年団・各種サークルの育成や環境の整備に努めます。</p> <p>なお、活動中に暴言や暴力行為等、不適切な指導が起こらないよう、関係団体等とも連携を図り、指導者等に対する研修や啓発資料の配布等を行っていきます。</p> <p>また、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取組を進めるとともに、学習機会の提供や啓発資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。</p>	42
高齢者	<p>高齢者的人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいを持って生活していく社会の実現を図ります。</p> <p>①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ②世代を超えた交流やふれあいの機会の充実 ③高齢者の雇用や社会参加の促進 ④高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実</p>	<p>高齢者への理解を深め、豊かな人間性を育む教育を推進します。</p> <p>(ア) 就学前教育</p> <p>高齢者等とふれあい、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、親しみを持ち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる保育・教育を推進します。</p> <p>(イ) 学校教育</p> <p>高齢化の進行を踏まえ、高齢者とのふれあいの機会を充実させ、豊かな人間性を育むなかで、世代を超えた共感や高齢者を思いやる心を育てます。</p> <p>(ウ) 社会教育</p> <p>社会教育諸学級や各種団体等において、高齢社会の問題点や高齢者のおかれている社会的状況など、高齢者に対する理解を深めるための学習機会の提供や充実を図り、高齢者の持つ豊富な知識や経験を生かした世代間交流の機会を設けます。</p>	51
障害者	<p>障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で共に生活し活動できる安全安心な社会の実現を図ります。</p> <p>①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及のための教育・啓発の推進 ②障害のある子どもも共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進 ③障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育の推進 ④障害のある人との交流やふれあいの機会の充実 ⑤障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備 ⑥障害のある人の人権擁護・権利擁護に関する取組の充実 ⑦障害のある人への差別解消に向けた取組の推進 ⑧「ひとにやさしいまちづくり」の推進</p>	<p>障害について正しく理解し、障害のある人との交流等を通じて、互いに支え合う心を育む教育を推進します。</p> <p>(ア) 就学前教育</p> <p>障害のある人との活動を共にする機会を積極的に設け、仲間として気持ちが通じ合うことを実感することを通して、将来、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための保育・教育を推進します。</p> <p>(イ) 学校教育</p> <p>人を尊重する態度、尊敬や思いやる気持ちなど、豊かな人間性を育むための教育を推進するとともに、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築や、交流及び共同学習の機会を積極的に設け、ふれあう機会を通じて、障害や障害のある人に対する理解を深めます。</p> <p>また、特別支援教育の体制整備を推進し、その質的な向上を図っていきます。</p> <p>さらに、発達障害等のある子どもが、自分の特性を生かして社会的・職業的自立ができるよう取組を推進します。</p> <p>(ウ) 社会教育</p> <p>障害や障害のある人に対する意識上の障壁を取り除き、差別や偏見をなくしていくために、学習機会を提供するとともに、障害のある人との交流を通して相互理解を深めるよう努めます。</p>	61
H I V 感 染	<p>エイズ患者・HIV感染者等</p> <p>患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。</p> <p>①エイズ等の感染症について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②感染予防対策を通じた啓発</p>	<p>エイズ等の感染症について、正しい知識を身に付ける教育を推進します。</p> <p>(ア) 就学前教育</p> <p>生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。</p> <p>(イ) 学校教育</p> <p>エイズ等に対するいたずらな不安や偏見を払拭するため、児童生徒の発達段階や実態に応じ、エイズ等に関する理解を</p>	69

者等	活動の実施や正しい情報の提供 ③エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制の充実	深める教育を行います。 (ウ) 社会教育 社会教育諸学級や各種団体などにおいて、エイズ等に関する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。	
ハンセン病元患者等	ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①ハンセン病について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②ハンセン病について正しい知識の普及・啓発活動の推進 ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実	ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける教育を推進します。 (ア) 就学前教育 生命の大切さと人権を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 児童生徒の発達段階や実態に応じ、ハンセン病についての正しい知識を身に付ける教育を行います。 (ウ) 社会教育 社会教育諸学級や各種団体などにおいて、ハンセン病に対する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。	74
外国人	多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとどめても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。 ①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進 ②外国人との交流やふれあいの機会の充実 ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進	学校教育や社会教育において、国際理解教育を推進します。特に、韓国や中国等のアジアの近隣諸国についての理解を深めていきます。 (ア) 就学前教育 外国の文化や習慣等に触れながら、互いに尊重し合う心や態度を育てる保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 国際理解教育を通して、広い視野を持ち、異文化や人間としての共通性を理解するとともに、これを尊重する態度や、共に協調して生きる態度の育成に努めます。 (ウ) 社会教育 国際交流員制度などを活用した地域レベルでの国際交流を促進し、異文化への理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図ります。	79
犯罪被害者等	犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①犯罪被害者等の人権を守るためにの教育・啓発の推進 ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実	誰もが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう、犯罪被害者等の気持ちに共感できる力を育む教育を推進します。 (ア) 就学前教育 友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに关心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 情報を正しく読み取り、他者を思いやる気持ちを育む教育を推進します。 (ウ) 社会教育 市町村等で実施される各種学級等において、他者を思いやる教育や相手の立場になって考える教育の充実のための支援を行います。	86
インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動の推進 ②インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策の周知	インターネットによる人権侵害への予防と対応に努め、誰もが被害者にも加害者にもならないよう、安心して生活できる社会の実現のため取組を推進します。 (ア) 就学前教育 友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに关心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。 (イ) 学校教育 インターネットやスマートフォン等の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーに関して正しく理解する情報モラル教育や、人権に関する学習を実践します。 インターネット上でいじめや誹謗中傷は外部から見えにくい匿名性があることから、学級活動やホームルーム活動を通して、子どもがネット問題について主体的に話し合い、問題を解決していくことや、児童会・生徒会活動を通してネ	93

		<p>ットのルールづくりを進めていくなどの取組を推進します。</p> <p>また、友好な人間関係を築くための取組や、共感的に理解する力、人間関係調整力を育む学習についても実践します。</p> <p>(ウ) 社会教育</p> <p>新しい情報を得られる機会の提供や、自分が被害者にも加害者にもならないための知識と対応力を身に付けるための学習内容などの充実を図ります。</p>	
災害と人権	<p>災害時においても、全ての人々の権利が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図ります。</p> <p>①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進 ②人権の視点にたった災害時の対応に関する体制づくりの推進</p>	<p>災害時において、自らの命を大切にすることはもちろん、他の命や人権も大切にする教育を推進します。</p> <p>(ア) 就学前教育</p> <p>日々の生活を通して、命の大切さに気付くとともに、災害から身を守ることができる態度や能力を育む保育・教育を推進します。</p> <p>(イ) 学校教育</p> <p>防災教育の実施に加え、避難所においてのプライバシーの保護、要配慮者や女性の避難所生活での配慮について、過去の事例などを活用して、自分の在り方について考えさせる学習を実践します。</p> <p>(ウ) 社会教育</p> <p>災害時に、避難所において要配慮者等の人権を尊重するための知識と対応力を身に付ける学習や訓練、根拠のない思い込みや偏見で風評被害等が起こらないよう、正しく情報を得る力を育む学習など、内容の充実を図ります。</p>	100
性的指向 ・性自認	<p>社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。</p> <p>①性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進 ②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援体制の充実</p>	<p>多様な性について理解を深め、性の多様性を尊重した教育を推進します。</p> <p>(ア) 就学前教育</p> <p>友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに关心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための保育・教育を推進します。</p> <p>(イ) 学校教育</p> <p>児童生徒の発達段階に応じ、多様な性について理解を深める教育を行うとともに、誰もが協調して生きる態度の育成に努めます。</p> <p>また、多様な性に対する教職員自身の理解を深め、児童生徒に適切な支援を行えるよう校内支援体制の充実を図ります。</p> <p>(ウ) 社会教育</p> <p>社会教育諸学級や各種団体などにおいて、多様な性について理解を深めるため、学習機会の充実と情報の提供を行うとともに、人権意識の高揚を図ります。</p>	109
その他の 人権課題	アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレス、人身取引、他の人権課題（様々なハラスメント問題や自死遺族に対する人権侵害、貧困問題、プライバシーや個人情報の保護など）		112

### 3 高知県人権教育推進プランにおける県教育委員会の取組

#### (1) 就学前教育の取組

##### ① 教育・保育内容の充実

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
14	1 乳幼児期の特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の指導方法や保護者支援の在り方等を示したガイドラインを全ての保育所・幼稚園等において活用を促進し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の確立と普及を進めます。	幼保支援課 幼保・教セ	・園内研修支援事業 ・園評価支援事業 ・基本研修	・就学前の教育・保育の質の向上
	2 保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化に努めます。		・基本研修（再掲）	・就学前の教育・保育の質の向上
	3 保育所・幼稚園等と小学校間での交流や教育・保育内容の充実に関する情報の共有を行い、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を意識した取組を推進します。	幼保支援課	・保幼小連携・接続推進支援事業	・就学前の教育・保育の質の向上

##### ② 保育士・幼稚園教員・保育教諭等研修の充実

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
15	1 教育・保育内容、保育技術等の向上をめざして、基礎ステージから管理職ステージまでの各ステージに応じた人権教育研修の充実を図ります。	幼保・教セ	・基本研修（再掲）	・就学前の教育・保育の質の向上
	2 組織的・計画的な保育所・幼稚園等の研修体制が確立され、教育・保育の質の向上が図られるよう、園内研修の中核的な役割を担う保育者を育成する、ブロック別研修会を行います。		・園内研修支援事業（再掲） ・親育ち支援保育者スキルアップ事業	・就学前の教育・保育の質の向上 ・親育ち支援の充実
	3 幼保支援アドバイザーの活用などにより、保育所・幼稚園等における園内研修を充実します。	幼保支援課	・園内研修支援事業（再掲） ・園評価支援事業（再掲）	・就学前の教育・保育の質の向上
	4 人権を大切にする教育・保育を推進する関係団体の研修を支援するなど、連携した取組を進めます。	幼保支援課	・多機能型保育支援事業	・多様な課題を抱える子どもへの支援の充実
	5 人権尊重の理念や人権課題に対するきめ細かな感覚を養い、人権教育を基盤とした園経営やクラス経営が実施されるよう、指導力向上に向けた研修の充実を図ります。	幼保支援課 幼保・教セ	・保育サービス促進事業 (家庭支援推進保育士の配置) ・特別支援保育・教育推進事業 (親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置) ・園内研修支援事業（再掲） ・基本研修（再掲）	・多様な課題を抱える子どもへの支援の充実 ・就学前の教育・保育の質の向上

### (3) 親育ち・子育て支援の充実

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
16	1 良好的な親子関係や子どもへの関わり方について、保護者の理解を深めるための学習会や研修会を行い、保護者の子育て力の向上を図ります。  2 インターネット接続機器が子どもに及ぼす影響について、保護者の理解を深める研修や啓発を行います。  3 基本的生活習慣や携帯電話・スマートフォンの取り扱いなどについて、親子で考える機会をもち、家庭においてルールを確認することの大切さを保護者に啓発していきます。	幼保支援課	・親育ち支援啓発事業	・親育ち支援の充実
		幼保支援課	・基本的生活習慣向上事業	・親育ち支援の充実
		生涯学習課 幼保支援課	・家庭教育支援基盤形成事業 ・基本的生活習慣向上事業（再掲）	・学校・家庭・地域の連携・協働の推進 ・親育ち支援の充実
	4 保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等における子育て支援の充実を図ります。	生涯学習課	・家庭教育支援基盤形成事業（再掲）	・学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	5 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育て支援を関係機関と連携して行うため、家庭支援推進保育士の配置を支援します。	幼保支援課	・保育サービス促進事業 (家庭支援推進保育士の配置)（再掲）	・多様な課題を抱える子どもへの支援の充実
	6 厳しい環境にある子どもの支援や小学校への円滑な接続を図るために、スクールソーシャルワーカーや親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を支援します。	幼保支援課 生涯学習課	・特別支援保育・教育推進事業 (親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)（再掲） ・スクールソーシャルワーカー活用事業 <就学前> ・家庭教育支援基盤形成事業（再掲）	・多様な課題を抱える子どもへの支援の充実 ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進

### (2) 小学校以降の学校教育の取組

#### ① 学校教育活動全体を通した人権教育の推進

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興基 本計画 施策群
17	1 児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通した人権教育を推進します。	人権教育課	・人権教育推進事業	・チーム学校の推進による教育の質の向上
	2 人権が尊重された学校経営や学級経営、生徒指導の三機能（自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する、自己決定の場を与える）を生かした授業づくりや児童生徒支援の充実を図ります。	人権教育課	・人権教育推進事業（再掲） ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	・チーム学校の推進による教育の質の向上
	3 児童生徒が「夢」や「志」をもって社会を生き抜く力を育成する	小中学校課 小中・高等	・道徳教育実践充実プラン ・キャリア教育強化プラン	・チーム学校の推進による教育の

17	ために、キャリア教育や道徳教育の充実を図ります。	高等学校課	・ソーシャルスキルアップ事業 ・キャリアアップ事業	質の向上
	4 インクルーシブ教育システムの構築に向け、発達障害等のある特別な支援が必要な児童生徒に対し、教員一人ひとりが障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、専門的な知識を習得させ、専門性の向上を図ります。	教育センター	・特別支援教育セミナー	・特別支援教育の充実
	5 児童生徒の発達段階に応じてインターネットを正しく安全に利用できるよう情報モラル教育の推進に向けた支援を行います。	人権教育課	・いじめ防止対策等総合推進事業	・チーム学校の推進による教育の質の向上
	6 児童会や生徒会の活動を活性化し、いじめを未然に防止するための取組を支援します。	人権教育課	・いじめ防止対策等総合推進事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上
	7 部活動において、生徒同士や教員と生徒の人間関係の構築、生徒自身の自己肯定感の向上などを図るなど、その教育的意義をより高めるための支援を行います。	保健体育課  小中・高等	・県立学校運動部活動活性化事業 ・運動部活動指導員配置事業 ・文化部活動指導員・支援員の活用	・チーム学校の推進による教育の質の向上
	8 児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・対応を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した取組を推進します。	人権教育課  心の教育センター 人権・心セ	・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業 ・心の教育センター相談支援事業 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修 ・校内支援会サポート事業	・多様な課題を抱える子どもへの支援の充実 ・チーム学校の推進による教育の質の向上

## ② 教育内容の創造

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
19	1 各学校における人権教育の視点に基づく教育内容の創造を支援し、先進的に取り組んでいる学校の実践を県内に広げていきます。	学校安全対策課 人権教育課	・防災教育推進事業 ・人権教育推進事業（再掲） ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業（再掲）	・児童生徒等の安全の確保 ・チーム学校の推進による教育の質の向上
	2 県民に身近な11の人権課題にかかる教育内容の創造に関して、効果的な学習教材の選定・開発や情報の提供を行うとともに、校内研修を支援します。	人権教育課	・人権教育推進事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上
	3 地域の特色を生かしたキャリア教育の取組が充実するよう学校を支援します。	高等学校課 特別支援教育課	・キャリアアップ事業（再掲） ・キャリア教育・就労支援推進事業	・チーム学校の推進による教育の質の向上 ・特別支援教育の充実
	4 探究的な学習や協働的な学習を進めることができるよう学校を支援します。	人権教育課 高等学校課	・人権教育推進事業（再掲） ・地域協働学習の推進	・チーム学校の推進による教育の質の向上

③ 教職員研修の充実

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
20	1 初任者研修から管理職研修までのステージに応じて、県民に身近な11の人権課題についての理解を深めるとともに、人権感覚を高める研修の充実を図ります。	教育センター	・管理職等育成プログラム ・若年教員育成プログラム ・中堅教諭等資質向上研修	・チーム学校の基盤となる組織力の強化
	2 人権教育主任（担当者）の資質・指導力向上のための研修会をはじめとして、教職員の人権尊重の理念の理解・体得をめざし、人権感覚を高めるための研修の充実を図ります。	人権教育課	・人権教育推進事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上
	3 校内研修などを通して、人権教育の意義や内容、重要性について認識させるとともに、教職員の実践意欲や指導力の向上を図ります。	人権教育課	・人権教育推進事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上 ・特別支援教育の充実

④ 組織的・継続的な取組とその点検・評価

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
21	1 校長、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、人権教育主任（担当者）に対し、学校全体で組織的・継続的に人権教育が推進されるよう、情報の提供と支援をします。	教育センター 人権教育課	・管理職等育成プログラム（再掲） ・人権教育推進事業（再掲）	・チーム学校の基盤となる組織力の強化 ・チーム学校の推進による教育の質の向上
	2 授業力の向上や生徒指導の充実などを図るための学校内の仕組みづくり（特に、急増する若年教員を育てるこを重視）を支援します。	教育センター 人権教育課	・若年教員育成プログラム（再掲） ・人権教育推進事業（再掲） ・生徒指導主事会（担当者会）	・チーム学校の基盤となる組織力の強化 ・チーム学校の推進による教育の質の向上
	3 人権教育主任（担当者）や生徒指導主事等に対して、組織的・継続的な推進体制の確立を目的とした研修を実施します。	人権教育課	・人権教育推進事業（再掲） ・生徒指導主事会（担当者会）（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上
	4 研修会等での取組の交流を通して、人権教育主任（担当者）が互いに相談できる機会を設けるとともに、担当者同士のネットワークづくりを支援します。	人権教育課	・人権教育推進事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上
	5 研修会や校内研修などで、先進的に取り組んでいる学校の具体的な事例を紹介し、県内に広めています。	人権教育課	・人権教育推進事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上

21	6 地域学校協働本部の活動などを通して、地域との連携・協働を進めています。	生涯学習課 小中学校課	・地域学校協働活動推進事業 ・コミュニティ・スクール推進事業	・学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	7 「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、県・市町村・学校・地域住民・家庭・その他の関係者が連携し、いじめ問題の防止等の取組状況を検証し、総括を行うとともに、いじめ防止等の取組の推進を図ります。	人権教育課	・いじめ防止対策等総合推進事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上

### (3) 社会教育

#### ① 家庭教育における人権教育・啓発の推進

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
22	1 家庭のふれあいや絆づくりを大切にし、一人ひとりが尊重される家庭教育への支援を行います。	幼保支援課 生涯学習課	・親育ち支援啓発事業（再掲） ・親育ち支援保育者スキルアップ事業（再掲） ・家庭教育支援基盤形成事業（再掲）	・親育ち支援の充実 ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	2 子育てに関する不安や悩みを安心して相談できる体制が充実するよう、市町村の取組を支援します。	人権教育課	・教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究	・多様な課題を抱える子どもへの支援の充実
	3 PTAを対象とした人権課題に関する知識と認識を深めるための研修を行います。	人権教育課 生涯学習課	・人権教育推進事業（再掲） ・PTA活動振興事業	・チーム学校の推進による教育の質の向上 ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	4 市町村が実施する家庭における人権教育を充実させるための学習を支援します。	人権教育課	・人権教育推進事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上
	5 地域住民が、家庭教育に関わる学習活動等を主体的に進めていくことができるよう、家庭教育に関する参加型学習教材「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」の活用を促進します。	生涯学習課	・家庭教育支援基盤形成事業（再掲）	・学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	6 体験活動、運動・スポーツ活動を促進し、子どもと大人の交流活動を充実します。	保健体育課 生涯学習課	・こうちの子ども健康・体力向上支援事業 ・自然体験活動の推進	・チーム学校の推進による教育の質の向上 ・生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

② ライフステージに応じた学習機会の提供・充実

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
23	1 人権課題の解決や、いじめ、インターネット上のトラブルから子どもを守るために開催する研修会を支援します。	人権教育課 生涯学習課	・人権教育推進事業（再掲） ・PTA活動振興事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上 ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	2 人権教育の推進講座を実施する市町村への支援を行います。	人権教育課	・人権教育推進事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上
	3 公民館等の社会教育施設において、人権課題に関する学習の機会を設けるよう働きかけ、多様な学習機会やライフステージに応じた学習の充実を図ります。	生涯学習課	・社会教育振興事業 ・青少年教育施設振興事業	・生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり
	4 インターネット上の問題への理解を広げるための啓発活動を強化します。	人権教育課 生涯学習課	・人権教育推進事業（再掲） ・PTA活動振興事業（再掲） ・社会教育振興事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上 ・生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり
	5 様々な理由により学校に通うことができず、結果としてニートや引きこもり傾向にある若者に対し、「若者サポートステーション」において、修学や就労に向けた支援を行います。	生涯学習課	・若者の学びなおしと自立支援事業	・生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり
	6 夜間中学の取組など、不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかつた方、外国人の方への学習機会の提供に努めます。	高等・小中 高等学校課	・中学校夜間学級設置促進等推進事業 ・定時制教育の充実	・生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

③ 指導者等の養成

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
24	1 県が主催する市町村担当者研修の充実を図り、市町村担当者同士の情報交換を行う場の提供やネットワークづくりを支援します。	人権教育課 生涯学習課	・人権教育推進事業（再掲） ・社会教育振興事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上 ・生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり
	2 市町村の社会教育委員等に人権に関する積極的な活動の必要性について周知するとともに、その活動が充実するよう支援します。	人権教育課 生涯学習課	・人権教育推進事業（再掲） ・社会教育振興事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上 ・生涯にわたって

24				学び地域社会に生かす環境づくり
	<p>3 社会教育や人権啓発に携わる指導者の養成を推進し、人権教育・啓発の学びを支える人材育成を図ります。</p>	<p>人権教育課 生涯学習課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育推進事業（再掲）</li> <li>・社会教育振興事業（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム学校の推進による教育の質の向上</li> <li>・生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり</li> </ul>

#### (4) 人権学習プログラムの開発、教材の整備

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
25	<p>1 子どもから大人まで学ぶことができる人権学習に関する研修内容の充実を図るとともに、新たな人権学習プログラムや教材を開発し、研修等で活用できるようにします。</p> <p>2 自主的、意欲的な参加が得られるような参加体験型学習プログラムの開発を進めます。</p> <p>3 県立ふくし交流プラザなどで実施されている、高齢者疑似体験や介護講座、福祉教育・ボランティア学習実践講座などを活用し、高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組の周知を行います。</p> <p>4 県立青少年教育施設において、子どもも大人も参加できる多様な自然体験プログラムを実施し、人権感覚を育む事業を推進します。</p>	<p>人権教育課</p> <p>人権教育課</p> <p>生涯学習課</p> <p>生涯学習課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育推進事業（再掲）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育推進事業（再掲）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育振興事業（再掲）</li> <li>・生涯学習活性化推進事業</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験活動の推進（再掲）</li> <li>・青少年教育施設振興事業（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム学校の推進による教育の質の向上</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム学校の推進による教育の質の向上</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり</li> </ul>

#### (4) 就学前教育・学校教育、社会教育の連携・協働

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
27	<p>1 保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が連携・協働して子どもを育てることの大切さについての理解をさらに広げていきます。</p> <p>2 保護者や地域住民と共に子どもを育していくという視点に立った、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を支援します。</p>	<p>幼保支援課</p> <p>生涯学習課 小中学校課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービス促進事業 (家庭支援推進保育士の配置)（再掲）</li> <li>・特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）（再掲）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新・放課後子ども総合プラン推進事業</li> <li>・地域学校協働活動推進事業（再掲）</li> <li>・コミュニティ・スクール推進事業（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な課題を抱える子どもへの支援の充実</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・家庭・地域の連携・協働の推進</li> </ul>

27	3 厳しい経済状況や生活環境にある家庭の子育てを支援します。	高等学校課 幼保支援課  保健体育課 生涯学習課	・学習支援員事業 ・学力向上推進事業 ・多機能型保育支援事業（再掲） ・保育サービス促進事業 （家庭支援推進保育士の配置）（再掲） ・特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）（再掲） ・スクールソーシャルワーカー活用事業 <就学前>（再掲） ・食育推進支援事業 ・新・放課後子ども総合プラン推進事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上 ・多様な課題を抱える子どもへの支援の充実 ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	4 子どもの発達段階に応じた系統性のある人権学習や生徒指導の充実を図るために、保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校種間での支援・指導の引き継ぎや、児童虐待の防止対策の充実や連携・協働に向けた取組を推進します。	人権教育課 特別支援教育課  幼保支援課	・人権教育推進事業（再掲） ・小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進 ・高等学校における特別支援教育の推進 ・保幼小連携・接続推進支援事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上 ・特別支援教育の充実 ・就学前の教育・保育の質の向上

#### （5） 関係機関・N P O等との連携

頁	県教育委員会の取組	所管	事業名・取組等 (令和2年度の事業名を記載)	第3期教育振興 基本計画 施策群
28	1 人権に関わるN P O・ボランティア等の活動を支援するとともに、連携して取り組みます。	保健体育課	・食育推進支援事業	・多様な課題を抱える子どもへの支援の充実
	2 高知地方法務局や高知県警察本部、市町村の要保護児童対策地域協議会、民生・児童委員等と連携して、子どもや保護者からの相談を受け、支援等を行います。	心の教育センター	・心の教育センター相談支援事業（再掲）	・多様な課題を抱える子どもへの支援の充実
	3 高知地方法務局と連携し、人権作文に関する事業を実施し、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深める取組を行います。	人権教育課	・人権教育推進事業（再掲）	・チーム学校の推進による教育の質の向上

## **高知県人権教育推進プラン**

(令和2年改定版)

令和2年3月

高知県教育委員会事務局人権教育課

高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL 088 (821) 4932 FAX 088 (821) 4559

URL <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/>

E-mail 310801@ken.pref.kochi.lg.jp

